令和4年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録 令和4年9月5日 令和4年9月2日 招集年月日 招集の場所 安芸太田町議会議事堂 令和4年9月2日午前10時00分 議長 中本 正廣 開閉会日 開会 及び宣告 閉会 議長 応(不応)招議員 出席等 議席 出席等 議席 氏 氏 名 名 及び出席並びに 番 号 の別 番 号 の別 欠席議員 角田伸一 7 影 井 伊久美 \bigcirc 1 凡例 ○ 出席 2 斉藤 マユミ \bigcirc 田島 \bigcirc 8 清 △ 欠席 3 佐々木 道則 \bigcirc 矢 立 孝 彦 \bigcirc 9 × 不応招 4 小島俊二 \bigcirc 津 田 宏 10 \triangle 公 公務欠席 \bigcirc 5 佐々木美知夫 末田健治 11 大江厚子 中本正廣 \bigcirc 6 12 会議録署名議員 10番 津田 宏 11番 佐々木美知夫 職務のため議場に 事務局長 河 野 茂 書記 佐々木裕子 出席した者の職氏名 二見吉康 町 長 橋本博明 教 育 長 副 町 長 小野直敏 病院事業管理者 地方自治法第 121 事 木本英哲 教育次長 園 田 哲 也 条により説明のた 会計管理者兼 長尾航治 瀬川善博 め出席した者の職 教育課長 総務課長 氏名 安芸太田病院 総務課課長補佐 郷田 栗栖香織 亮 事務長 加計支所長 金升龍也 兼加計支所住民生活課長 筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長 二見重幸 企画課長 税務課長兼 沖 野 貴 宣 会 計 課 長 住民課長 上手佳也 菅 田 裕 二 産業観光課長 武田雄二 建設課長 伊賀真一 健康福祉課長 衛生対策室長 森脇 泰 会議に付した事件 別紙のとおり 会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和4年9月5日

J	和4 十 3 71 0 F
一般質問	

令和4年第5回定例会 (令和4年9月5日) (開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、御手元に配付した一般質問通告表のとおり、8 人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。1番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。1番角田でございます。暑かった夏が通り過ぎようとしております。今、大雨や 暴風が予想されます。台風11号の進路に当たる、予報園内におきましては、事前対応に追われていること と思います。安芸太田町におきましても同様でございます。大災害が発生しないことを願っておるところ でございます。国内で、一番の事件といえば、安倍元総理大臣の殺害事件だと思います。選挙運動期間中、 しかも、演説の最中に、手製の銃で殺害に至るという、前代未聞の殺人事件でございました。警護の在り 方についても、疑問が寄せられたところでございます。犯人を犯罪に駆り立てた背景に、宗教団体の存在 があるとの報道に驚きました。調査が進むにつれて、宗教団体の異常な実態が浮かび上がり、多くの政治 家と宗教団体の関係が、次々と明らかになり、いやが上にも、国民の政治家と宗教団体の関係性を見る目 は、厳しいものになってまいりました。また、インターネット等で、銃の構造や、火薬の製造知識を得ら れること、部品等を調達できることも驚きでございました。一昨年から続いております、新型コロナウイ ルス感染症は、コロナウイルスが異変を続け、感染者数は拡大、減少を繰り返しております。安芸太田町 におきましても、今までにない急激な感染拡大もあり、不安と恐怖を、払拭出来ないところでございま す。感染しないための心がけに努めたいというふうに思っております。令和4年度も、中間点に近づきま した。本年度の事業が円滑に執行されることを願っております。本定例会に上程されました令和3年度決 算認定につきましては、費用対効果が生かされた、行政運営であったかという視点で審査に臨みたいと思 っております。例年に増して多忙を極める中、町長始め、職員各位の献身的な行政運営に敬意を表し、通 告しております、一般質問をさせていただきます。このたびの一般質問は、一問一答方式で行います。森 林について、市町村森林整備計画、森林環境譲与税の活用について、水源林の整備について、林業関係施 設について、以上4項目を、順次質問をいたします。

まず、市町村森林整備計画について、森林は、国土の67%を占めております。森林の種類は、人工林と 天然林に分類でき、人工林は、人の手によって育てられている森林で、スギ、ヒノキなどの針葉樹林が主 体で、木材生産の意図があって、造成されたものが大半でございます。一方、天然林は、自然の力で森林 が形成されたもので、生育環境に適した樹木で構成されたもので、比較的に広葉樹林が多く、人がめった に立ち入らない奥山まで分布しております。木材の生産というよりか、環境に貢献している森林ととらえ られている面があります。人工林、天然林を問わず、森林には、国土保全、水源涵養機能、生物多様性保護、土砂災害防止など、多くの公益機能が求められております。森林の公益性を最大限に発揮させるには、森林の健全性を保つことが重要であります。森林を所有管理する者の、森林管理に対する意識も重要であると思います。日本の森林の所有形態でございますが、大きく分けて二つになります。一つは、国が所有している国有林、もう一つそれ以外は民有林となっております。民有林には、県や市町村が所有する公有林と言われる山林から、会社が所有する社有林、個人が所有する私有林、複数の所有者で管理している共有林、など、いろいろな所有形態があります。所有規模も様々でございます。森林を計画的に管理することにつきましては、国有林は国が計画的に管理、経営を行っております。民有林につきましては、植林から伐採まで、長期間を要する林業を計画的に実施するための方向性を示すために、地域に最も密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて、地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって、関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的として、民有林が所在する市町村が、市町村森林整備計画を策定することになっております。当然、安芸太田町もこの計画を策定されております。安芸太田町が策定されている森林整備計画と、国の森林林業の基本方針との関連について、また、計画されている主な事項について、答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。市町村森林整備計画について答弁申し上げます。現在策定しております安芸太田町森林整備計画の上位計画となる全国森林計画は、森林法の規定により、森林林業基本計画に即し、平成31年度から15年間を1期として立てる計画でございます。都道府県が立てる地域森林計画の指針として、森林の整備及び保全の目標、伐採、流木材積や造林面積などの計画量の基準を示すものでございます。県は、森林関係施策の方向を示し、市町村森林整備計画の模範となる計画を、平成31年4月から10年間を1期として、流域ごとに地域森林整備計画を策定しております。本町が属する流域は、太田川森林計画で、3市6町が対象になっています。この太田川森林計画に適合し、本町の森林関係施策の方向を示し、適切な森林計画を推進する基本計画と、個別の森林作業に係る基準などの設定を行い、5年ごとに、作成する10年間の計画として、平成31年4月から10年間の安芸太田町森林整備計画を策定しています。町森林整備計画の主な内容につきまして、森林の整備に係る植栽から下刈り、間伐や主伐などの森林施業の基準を定めています。これに適合することで、国などの補助金の要件になっています。その他、森林作業道の設置基準でございますツ枯れナラ枯れなどの森林病害虫の駆除についても定めてます。また、公益的機能別施業森林の区分として、水源涵養機能や山地災害防止機能、木材生産機能維持増進森林などに指定することで、その区域内に適合した施業が行われることになります。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。市町村森林整備計画については、国から県、県から市町村へとそれぞれ指針が示され、国の森林整備の方向性が計画に織り込まれていると、いうような答弁でございました。森林整備計画に、計画されておりますのは、森林整備に関する基本的な事項が主でございます。事業を実施するための、計画ではございません。安芸太田町森林整備計画に適合して、事業を実施するための計画、確か森林経営計画と、いうものであったと記憶しておりますが、事業実施のための計画について、どのようになっているのか、答

弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林経営計画でございます。森林経営計画は、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、森林経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、間伐や主伐、下刈りなどについて作成する5年を1期とする計画でございます。森林経営計画には三つの形態があります。一つ目は、林班計画で、森林には林班という区域が設定しています。一つの林班が平均的に、50~クタール程度となっています。林班計画を立てるに当たり、林班または隣接する複数の林班の面積の2分の1以上の面積規模であることが条件となっています。二つ目でございます。区域計画です。市町村長が定める一定区域内において、30~クタール以上の面積規模であることになってます。林班計画と区域計画の策定者は、森林所有者または森林組合などの森林の経営の委託を受けた者が、単独または共同で森林経営計画を策定することが出来ます。3点目でございますが、属人計画で、自ら所有している森林の面積が100~クタール以上の所有している森林及び森林の経営を受託しているものが対象となります。いずれの計画につきましても、計画に基づいた効率的な森林の施業を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。以上です。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

森林経営計画について、この森林経営計画にはどのような形で伐採計画が入っているのかを伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。森林経営計画に記載する項目として、伐採、造林及び保育の実施計画がございます。この中に、 5年間の計画期間における伐採計画があります。伐採の種類については、主伐、間伐があり、伐採する森 林の所在、面積及び時期について記載、計画することになってます。以上です。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

伐採計画につきましては、場所、面積、伐採の時期が記載されているということです。一つ前の答弁で、森林経営計画については、幾つかの形態があるということでございました。森林所有者が所有山林の全てで、計画を立てる属人計画というものだと思います。また、安芸太田町の場合、森林組合が組合員から受託を受けて生業をするための森林経営計画を樹立をしているというのが、実態であろうかと思います。昭和の林業が栄えていた当時から今日まで、森林組合が、組合員の受託を受け、植林保育等の森林整備を担ってきました。生育の状況、森林整備の履歴等、山林所有者よりも詳しいかもしれません。山林管理を行ってきたことは、事実であり、森林の所在地、森林の施業記録等の情報を持ち合わせている森林の経営管理について、森林組合の果たすべき役割は、大きいものでございます。中には、森林経営計画に、組み込まれない森林もあるかと思いますが、そのような森林に対して、何らかの指導なり、処置というものはあるのでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。森林経営計画に組み込まれていない森林について、県及び町は、今後、間伐などの森林作業の必要のある森林の森林所有者に対して、森林経営計画を作成するよう指導することとなっています。また、森林組合法により、森林組合が組合員のための森林経営計画の作成支援ができることになっていることを踏まえて、森林組合が森林経営計画の作成支援を行うよう指導することとされています。以上です。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。森林組合が策定される森林経営計画に加えるよう指導するということと受け止めておきます。森 林経営計画を樹立する、樹立することによるメリットについては、どのようなものなんでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。森林経営計画を立てることによるメリットの一つは、国、県の補助事業を活用する場合、森林経営計画の認定を受けて実施することが要件の一つとなっているところでございます。もう一つは、税制上の特例措置があります。所得税の面で、山林所得に係る森林計画特別控除が受けられます。また、日本政策金融公庫資金の低利融資、でございますとか、森林環境保全直接支援事業、再生可能エネルギーの、公定価格の買取り制度などがございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。メリットについて答弁をいただきました。税制上の優遇措置があるというふうに承っております。次の項目に移ります。森林環境譲与税の積極的な活用について、森林には水源涵養機能を始め、二酸化炭素の吸収、保健給与など、様々な公益機能があります。いろいろな施策と、補助制度により、森林整備が推し進められてきたところでございます。森林整備を行うための国の施策、補助事業が徐々に削減され、これまで行ってきた森林整備の行き先に不安を生じた時期がありました。地球温暖化防止のための森林吸収減対策に関する財源確保、森林を守るための財源の確保のため、森林環境税の増設に向けた運動が展開され、森林環境税の創設が実現をしました。その内容は、国から都道府県、市町村に交付される森林環境譲与税は、平成31年度から先行して実施されております。国民から徴収する森林環境税は、令和6年度から開始し、市町村が徴収し、国に納めることになっております。国から市町村に交付される森林環境譲与税を財源として、市町村が実施する、森林整備の方法については、新たに創設された森林経営管理システムによることになっており、この新たな経営管理システムによる森林整備について、思うように進んでいないように見受けられます。森林経営管理事業が円滑に推進できない要因は何だと思われますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。森林経営管理事業円滑に推進できない要因ということで御指摘をいただきました。少し質問の内

容を、改めて確認をさせていただく上でですね、質問趣旨をちょっと御質問させていただければ思います。森林経営管理事業を円滑に推進できない要因とありますこれらの制度全体のことを指しておられるのか、それとも、町において、こういった事業が進んでいないのか、そのことを改めて明示いただければというふうに思っております。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。ちょっと質問の内容についてですね、ちょっと説明をさせていただきます。森林経営管理事業につきましては、安芸太田町全域で山林所有者の意向調査が実施をされました。それ以後、意向調査に基づいた森林経営管理事業としての本格的な森林整備に至っていないと感じております。森林経営管理事業は、新たに創設された事業で、市町村が主体となること、意向調査に基づいて、経営意欲のない森林について、市町村が委託を受け、さらに、林業経営に適した森林か、適していない森林かを区分して、取扱い方にも違いがあるなど、今までにはなかった事務事業が生じております。この制度に沿って、事業を進めるに当たりまして、特に、時間を要する事務事業が、何であったか、お尋ねするものでございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、失礼いたしました改めて本町における取組について、御質問いただいてるということを理解させ ていただきました。本町の事例でお答えをいたしますと確かに制度が始まったのがですね、令和元年度、 ございましたけれども、実際に、ようやく今年度から、間伐について進めるということで、この間、時間 がたったということをある意味、御指摘のとおりかと思っております。特に私が町長に就任した令和2年 度以降ですね、森林に関する意向調査を始め、町へ委託を希望されている森林については、令和3年度か ら、昨年度からですね、図面化にするためのデータ整理や入力を行い、こういったことを図面や航空写真 等によって今までは確認をしていたということでございます。そういったもろもろの準備をさせていた だいた上で、本年度に入ってようやく、本格的な間伐作業に入るということで、改めて、私も結局4年程 度かかったということについてはですね、想定外に時間がかかってしまったなという思いはございます。 これ具体的な作業で言いますと、これまで時間かかったのはですね、例えば、具体的に、町民の方から、 この山については、町のほうに、管理をお願いするという話になってからですね、具体的な、間伐作業を 行うに当たっては、図面だけで確認するのではなくて、実際に現場に立入り調査を行わせていただいて、 立木の本数ですとか、樹高、あるいは、林況の調査といったことをさせていただいたと。例えば、データ 上は確かに一筆の中にですね、杉やヒノキがどの程度入ってるかということは組合も含めてわかっては いるんですが、一筆の中のどの部分に、具体的などの面積のだけ、木が生えてるかということはわからな いと、それをもとに、どういう間伐作業をお願いするかと、そのためにどれぐらいお金がかかるかと。い ったことがやっぱり実際には現場に行って、直接、確認をしないといけないといったような、そういった 作業がございまして、ある意味そこがですねかなり手間があったところでございました。そもそも令和元 年度からの取組でございましたので、そういった意味ではですね具体的に、どういう、本町において、こ の森林環境譲与税を使った事業を行うのかといった全体の構想を考えるといった意味でも、当初、令和元 年度からいきなり、様々な取組が始めることができなかったことにもあったのかなと思いますけれども、 改めて、現状においてはですね我々も一通り、作業については経験をさせていただきましたので、今後に

ついてはですね、これまで以上にスムーズな取組ができるのではないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。円滑に推進できない要因については、いろいろと理由はあったかとは思いますが、この森林経営 管理事業の内容、実施方法、事業そのものを、よく知っているのはですね、行政と森林組合だと思うわけ です。そういうことで、地域の森林に一番詳しい森林組合の知識や能力を活用することは考えられなかっ たのか、伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、当然ですね、本事業を進めるに当たっては森林組合の御協力をいただいているところでございます。令和3年度から令和2年度に調査を行う、これは本町のほうで進めさせていただきましたが、それ以降の取組、具体的には令和3年度からの森林現況調査業務、これについては、森林組合のほうに委託をさせていただきました。森林組合は、森林所有者の多くは組合員でございますので、御指摘のように、町内の山林をしっかり把握をされている、あるいは間伐の施業の要否の判断等についてもですね、専門的な知識を持っておられるところでございまして、今後とも、引き続き、具体的な取組を進めるに当たってはですね、この森林組合との連携はしっかりと進めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

この森林環境譲与税についてはですね、広島県から、県内の各市町に、森林環境譲与税の積極的な活用についての依頼があったように思っております。令和6年度に、森林環境税の課税が開始されるに当たって、取組に対する状況、県民の関心の高まりが想定されます。そういう中で、森林環境譲与税を活用し、その成果を示していくことが重要であるというようなことでございます。森林整備が一層進むよう、森林環境譲与税の積極的な活用を促す内容となっておると思います。参考として想定される取組事例も示されていると思います。このことについて、町の思いを聞かせていただきたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘のようにですね、森林環境譲与税の積極的活用について、依頼があったということ事実でございます。本町の場合は、令和元年度からの譲与税の交付でございましたけれども、令和3年度、昨年度までにですね、9791万7000円の交付ございました。そのうち、使った額がですね、3年間の累計で4260万4000円ということで、執行割合43.5%となっております。本町に限らず、なかなか執行が進んでいないのが全国的な状況でございまして、そういったことも踏まえて、議員御指摘のような、今後、令和6年度からは実際に課税がされるということでですね、林野庁のほうから、より積極的な活用について、指摘があったところでございます。もともとの事業メニューとしては、森林整備、担い手育成、木材利用の促進、

普及啓発などがありますけれども、具体的にどう使うかに当たりましてはですね、我々も、県のほうに、 具体的な、使い方について御相談をしながら進めておりました。といいますのは、森林環境、森林分野の 補助事業についてもいろんな事業が既にあるもんですから、そういった事業とかぶるかかぶらないか、か ぶってもいいかどうか、そういったところを我々なりに、県のほうに確認をしながら進めていたというこ ともございまして、実際にほかの補助事業と重複しているので、そういう使い方は遠慮してほしいといっ たような指導もあったということもあってですね、なかなか、それもある意味、もう思うように事業が進 められて、進められなかった一つの要素ではあったと思っております。現状はですね、本町においては、 間伐の実施、被害木、危険木の伐倒補助、それから自伐林家の育成支援、あるいは林業専門員の雇用とい ったものを、今、この森林環境譲与税を使って進めさせていただいております。改めて先ほど申しました ように一通りの事業を進めさせていただきました。我々としてはですね、これ決して十分だと思っており ません。むしろまだまだお金が欲しいというところでございますので、これまでは今言ったような事業、 事情もあってですねまだ、執行率という、5割弱という状況でございますが、これからいよいよ本格的に 活用させていただきたいと思っております。前の議会でも話をさせていただきました。この森林環境譲与 税を使ったとしてもですね、年間、間伐の量というのは20ヘクタールとか、多くても50ヘクタールを超え るとなかなか難しいと思います。ただ、20ヘクタールずつをやったとしても、本町の、いわゆる民有林、 全体でいうと2万ヘクタール相当ございましてですね、全部が全部、我々がやらないにしてもですね、20 ヘクタールずつでは、100年かけても、1割しか出来ないというような状況でございますのでそういった意 味でも、よりこの森林環境譲与税の配分というのは、決して十分な額ではないと思っております。むし ろ、使えないところもあるいは、森林がほとんどないような地域もですね、人口割で配分をされていると いう状況のほうを、むしろこれからは変えていただかなくてはいけないんじゃないかなと思っておりま すが、改めて、この今のルールの中でですね、我々としては引き続きしっかりとこの森林環境譲与税を使 わせていただきながら、森林環境整備を、図っていきたいというふうに思っているところでございます。 以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい、令和6年度から森林環境税の徴収が始まります。事業が進む道を早急に整えられるべきだと思います。次の項目に移ります。水源地域の整備について、森林環境の観点からちょっと質問したいと思います。安芸太田町は、県と県内の市町の水道事業を統合する県内一水道構想への参加を見送る方針でございます。企業団参加見送りの理由として、想定されていたほどの効果が認めないこと。太田川源流域に位置する自治体であり、水道事業は、町民に最も近い本町が担うべきものとの考えに至ったこと。その中で、太田川の源流域に位置する本町としては、水の供給事業は、負担ととらえるのではなく、資源と捉えてまちづくりに生かすものとされております。水は自然の恵みとは言いましても、きれいな水は、源流域に適正に、管理された広大な森林があってこそ、安定的に供給されるものでございます。まちづくりに生かすということは、水を利用することにとどまらず、森林を適正に、整備管理するということでなくては、現実味がありません。安芸太田町として、水源林の整備管理についての考えを示すべきではないかと考えます。1例を申し上げますと、森林経営において、森林環境保全を前面に出し、経済性をも兼ね備えた森林を認証して、その森林で生産される木材は、他の森林で生産される木材と、まざらないように、製造、加工、流通まで管理し、製品市場では、森林認証を受け適正に管理された森林で生産された木材が使用され

ていることが一目で分かるように、認証マークがつけられ、この製品が、高額で販売されることで、財源を確保し、適正な森林管理ができるとされています。今、盛んに言われておりますSDGs、持続可能な開発目標の精神にのった森林経営だと思います。森林認証を行う団体は幾つかありますが、認証を受けるには高いハードルがあります。FSCという認証制度がありますが、ちょっとそれを紹介したいと思います。10個ほどございます。1、法律や、国際的なルールを守っていること。2、働く人の権利や安全が守られていること。3、先住民族の権利を尊重していること。4、地域社会を支え、よい関係を築いていること。5、様々な森の恵みを生かし、これらを絶やさないこと。6、豊かな森林の自然環境を守ること。7、いろいろな意見を聞きながら、森の管理を計画すること。8、森の管理や状況を定期的にチェックしていること。9、環境や文化など、その森が持つ大切な価値を守ること。10、環境に配慮した管理活動がきちんと行っていること。この広島県内にも、FSCの森林管理のための10原則に基づき、適切に管理されているとして、森林認証を受けた森林があります。これは企業が所有している山林でございまして、私も視察したことがあります。簡単に取り組めることではありませんが、安芸太田町が人々の生活に欠かすことができない水をめぐる事業展開を行う中で、SDGsの精神にのった水源林の適正管理の在り方について、思いを聞かせてください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。議員御指摘のようにですね、今後、水を財産資源と捉えてまちづくりを進めていきたいと考えております本町として、森林を適切に整備、管理し、整備管理していくということもまた重要な、取組だというふうに認識しております。そしてまた、その具体的な方法として、これ議員御指摘いただきました、森林認証を受けるということはですね、適正な管理を行っているということを証明すると同時に、森林整備の材を確保するという意味でも極めて有効な方法だというのを改めて感じているところでございます。具体的に今後しっかり勉強させていただきたいと思っております。ハードルがかなり高いということもあるもんですから、これから勉強させていただきたいと思っております。また一方で、これも御指摘いただいていると思います。太田川そのものは本町のみならずですね、流域150万人の生命を支えている、そういう川でもございますので、水源の涵養というのは、我々だけではなく、流域の皆さん全体で等しく支えていく、そういう仕組みもやっぱり考えていく必要があると思っておりまして、今の森林認証なども含めてですね、ぜひ、流域の各市町も連携をする、あるいは、ともに取り組むような形でですね、ぜひ進めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。旧の筒賀村ではですね、村有林で、水と土を守る事業、水道保全機能強化総合モデル事業を実施 したことがございます。水を守るという事業展開を森林林業の活性化という形で取り組まれてはいかが かと思うわけですが、お考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、筒賀の村有林のお話について改めて御指摘をいただきました。今回、この筒賀村有林の

事業ですね、かなり大きな事業だったとお聞きしております。水道保全機能強化総合モデル事業というのは、特に水源地域の森を守っていく、整備をしていくという観点から、県が実施をされた事業でございます。そういった意味ではですね、一斉に間伐をするという従来の考え方を改めて、むしろ、水道保全機能の高い複層林へ誘導する、そういった狙いもあったというふうに聞いております。改めて御指摘のように、これだけの大きな事業があればですね、水源確保対策となると同時に、林業の活性化にもつながると思っていますが、かなりその意味ではですね、これまた大がかりな事業でもございますので、当然、町としてもその可能性はしっかりと探っていきたいと思いますが、これもまた本町単独でというよりは、流域連携の一つの大きなテーマとして取り組めないか、あるいは検討を、県のほうとも御相談をさせていただきながら、その可能性について探っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

安芸太田町としましてもですね、やはり、国土保全、水源涵養機能のために、森林整備に取り組んでいる姿勢を見せていかなければならないというふうに思います。次の質問に移ります。安芸太田町林業関連施設について、安芸太田町には、合併前に、それぞれの町村で、林業振興を図ることを目的とした施設が整備をされております。旧筒賀村では木工陶芸館、現在は廃止の状態にありますが、この施設は、木工陶芸の体験施設で、観光交流を図る施設でございました。旧加計町では、温井工芸センター、木材を加工し、付加価値をつけて販売する、木材の消費が、林業振興に資するとの考え方の施設です。現在は施設の老朽化が激しいものの稼働中でございます。旧戸河内町には、林業総合センターがあります。林業技術の取得、木材工芸品の振興を図る施設となっております。林業関係の展示もしてありますが、現在は使用されていない状況かと思います。設置された目的は、少しずつ違いはあるものの、林業振興に資することを大きな目的としているものと思います。ここでお聞きをしますが、廃止が決定した。筒賀木工陶芸館につきましては、解体処分を目的とした土地所有者との賃貸借契約を新たに締結し、施設解体に関し、協議を開始し、スケジュール等、合意形成を行った上で解体し、土地所有者に返還することになっていますが、解体に向けての協議の状況、想定される、土地変化の時期について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。筒賀木工陶芸館の解体につきましては、令和5年度の当初予算に計上いたし、令和5年度中に解体工事を行い、それが完了次第、土地所有者に土地を返還したいと考えているところでございます。また、施設内の備品につきましては、耐用年数も経過していることから、令和4年度の下半期におきまして、確認作業を行います。他の公共施設で使用できるものについては、移管し、また、譲渡を希望される地域などに譲渡できるかどうか。残ったものについて、町民を対象とした、有償での売却ができるか、などについて検討をしていきます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。筒賀木工陶芸館、取扱いについて、答弁をいただきましたが、半年ぐらいたってもですね、大き く進展しているとは思われませんが、備品等の有効活用についても検討されているということ、承知して おきます。ほかの施設について、またお尋ねをします。温井工芸センターにつきましては、施設の老朽化、特に屋根については、早急な修繕を要する状況かと思います。この対応について、また、戸河内林業総合センターにつきましては、施設もしっかりした状態にあります。ただ、利活用の方向性が感じられないところでございます。町として、林業振興に資する、事業展開を図る上で、この両施設の取扱いについての見解を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。温井工芸センターは、昭和57年に、特産品生産施設として、町が設置し、太田川森林組合に貸付 けを行っています。県内の森林組合のうち、木工部門があるのは、当森林組合のみで、机、いす、まな板、 名刺などを作成しています。近年では、レーザー加工による名札や屋外ベンチなどが人気でございます。 平成18年までは赤字が続いていたと聞いておりますが、ひろしま森づくり事業が始まった平成19年度か ら黒字決算となっております。現在、他市町からの森林環境譲与税による木工品の受注増が要因と考えて おるところでございます。木工加工機械を約30台保有されておりますが、御指摘のとおり、建物の老朽化 が激しく、雨漏りがひどく、このままでは、機械に影響が出ると聞いております。修繕も大がかりなもの になります。一方、林業総合センターは、平成2年の太田川森林組合の拠点整備にあわせ、林業者の定住 化の促進と、就労の確保を目的として、平成5年3月に完成いたしました。施設の管理は、太田川森林組合 に委託し、木工品の販売や加工品の実演も行っていましたが、現在は、研修集会室を使用した会議や林業 講習会の利用となっております。町として、林業総合センターの使用について、林業を貢献するような施 設になるよう、森林組合と協議を重ねてまいりました。これまでの同施設の経過もあり、本年度になっ て、組合のほうから、温井工芸センターの移転について協議がありました。森林組合の倉庫と林業総合セ ンターの一部を活用して、工芸センターの機能を移し、人が木に触れ合う拠点づくりの計画を持っておら れます。町としても、温井工芸センターが持っている機能を林業総合センターで発揮し、新たな展開によ り、人を呼べる施設となれば、当初の目的は達成、発揮できると考えているところでございます。具体的 な実施計画は、これからの協議となり、現時点では決定事項でありませんが、今後、進捗状況をお知らせ したいと考えているところです。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。個別施設の扱いについては今産業観光課長から答弁したとおりでございますけれども、改めての木工品の販売ですとか、あるいは加工というのは本町の特色の一つとなる、そういう分野だと思っております。今も御紹介いただいたように、森林組合の中でも工房を持ってるのは、安芸太田、うちの森林組合のみということでもございますし、また森林環境譲与税ができて以来ですね、木工品の販売も、着実に増えてきてるような状況でございますので、これはぜひ町としても、まさに私も、自然を生かしたまちづくりという話をしておりましたが、その方向に沿うということでもございますので、ぜひ力を入れていきたいなと思っております。人的支援の観点からですね、実は今年度地域おこし協力隊の募集もこれも木工の分野で始めさせていただいているところでございまして、改めて、森林組合とはしっかり連携しながら、これ木工の振興についても、頑張っていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。温井工芸センター、戸河内林業センター両施設につきましては、関係する事業者の思いもあることと思います。施設の有効利用につきましては、事業計画、採算性、経済性と総合的な判断が必要かと思います。関係者と協議を重ねて、林業振興に資する方向付けをされるべきと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で角田伸一議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します、換気をお願いいたします。

休憩 午前10:50分 再開 午前11:00分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。3番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

それでは 3 番議員の佐々木道則でございます。よろしくお願いいたします。先ほどもちょっとありましたように、新型コロナウイルス、この安芸太田町においても8月に入ってから、多くの感染者の発生が報道されておりますが、役場関係者の方も、濃厚接触者とか、感染されたというようなが、発生したとお聞きをしております。かくいう私もですね、濃厚接触者扱いとなりましてですね、1週間ほど自粛生活を自宅で行ったようなことでございます。まだまだ第7波の、収束が、見えておりませんが、引き続き、今できる感染症対策をですね、とって、私も含め皆さんも、日常生活を送っていただきたいと思います。

それでは私は本定例会においてですね、質問事項、そして例年、大体一つはですね、財政に関する質問、これも私のあれにしておりますんで、考えておったんですが今回決算、もありますし、私も、議会の選出ということで監査委員もやらせていただいておりますんで、財政のことについてはですね、次回、12月の定例にずらさしていただきまして、今回はですね、質問事項として、情報管理についてと、それと、地域課題について、保育施設の安全点検調査についての3項目を通告をさせていただいておりますので、一般質問の方法がですね、一括方式、あるいは一問一答に、なっておりますが、私は、一括方式でこの質問をしたいと思います。

それでは1項目め、情報管理対策ということでお尋ねします。この質問に関してはですね、IT関連の要望がですね、片仮名が多い。非常にわかりにくい。いうようなこと私もできる限りのネットを使ったりしてですね、用語の調べるのにですね、その意味、用語の意味を調べるのにですね、ちょっと時間を労したようなことがございますが、よろしくお願いいたします。町においてはですね、特定個人情報の漏えい等、今まで重大な案件が発生したとの報告は、お聞きをしておりませんが、個人情報に、利用には最大の注意を払い、取扱いを行っておる、おるということと思います。そこで総務省においてはですね、地方公共団体における情報セキュリティーポリシー、これも横文字が出てきて私も何のことかちょっとわからんで、調べたらですね、情報セキュリティーポリシーとは、組織内の情報セキュリティーを確保するための方針、体制、対策等を包括的に、定めた文書、このことを言うそうですが、これを推進するため、平成

13 年 3 月 30 日に、地方公共団体における情報セキュリティーポリシーに関するガイドラインを策定さ れ、その後、平成15年3月に、同ガイドラインを一部改定し、1、外部委託に対する管理、2、情報セキ ュリティー監査等を追加、さらに、平成18年9月及び令和2年12月に一部改定され、令和3年度には、 デジタル町設置等のデジタル関連法が成立、施行されたことに伴い、地方のデジタルトランスフォーメー ション、DXが推進されることにより、見直し、改定が行われ、最終、現在、令和4年3月に、新しいガ イドラインが公表をされております。その中身でございますが、一部申し上げますと、1、業務委託、外 部サービス利用時の情報資産の取扱い、これについては、外部サービス利用時の、セキュリティー要件や 利用承認手続に関する、規定を定めるものでございます。2 番目、情報セキュリティーポリシー対策の、 動向を踏まえた記載の充実、これは、不正プログラム対策製品や、ソフトウエア等導入するだけでなく、 監視体制等組織的な対応が必要であると、いうことでございます、の記載。3番目、多様な働き方を前提 とした情報セキュリティー対策。これは、テレワーク実施場所等の運用面に関するセキュリティー対策の 記載、4番目、マイナンバー利用、事務系から外部委託へのデータアップロード、これは、マイナンバー、 現在推進をされておりますが、利用事務から外部接続先の必要となる情報セキュリティー対策の徹底、以 上4点が今回大きな改正点でございます。先ほどお話ししましたとおり、令和4年3月に新しいガイド ラインが公表されましたが、公表以後においても、個人情報漏えいの事案が全国で発生をしております。 最近では、皆さん御存じのように、報道をされておりますが、本年6月23日、兵庫県において、市民の 基本情報、台帳情報、非課税世帯等、臨時特別給付金の対象世帯情報などの、個人情報が、一部漏えいの 危機にさらされました。これは、データ移管作業を担った業者担当者が、作業終了後に、USBメモリー データを消去せず、持ち帰り、持ち帰るためか帰宅時にかばんごと、USBメモリーを紛失するという事 案が起きております。その後USBメモリはすぐ発見をされまして、情報の漏えい等は形跡もないという ことでございますが、最悪の事態は、回避出来たようでございます。今回の事件を受けて、情報の管理体 制のずさんさや、セキュリティーテラシー、これまた横文字が出てくるんですが、このテラシーとは、セ キュリティーに関する正しい知識の習得と適切な活用、の意味らしいですが、これが問われているようで ございます。また8月、本年8月でございますが、島根県の病院において、患者情報、職員の情報が、保 存されているデスクトップパソコンの紛失が発表されており、この事案は、その年の 3 月に故障したパ ソコンを修理依頼に出したまま所在が不明、となっているもので、その課担当課の職員が、その対応を忘 れ、8月、8月になってもまだその機器が見つかっていない。ゆうもんでございます。現在も所在を捜索 されているようでございますが、報道によりますと、何かいわゆる自治体側は預けた、業者側なんか預か ってない、いうような内容になってるようでございますが、いずれにしてもですね、これも病院側の管理 体制、先の、さっきのセキュリティーポリシーが問われているんじゃないかと思います。などで、申しま したように、以上のようなことを受けてですね、本町の、個人情報、管理現況について、4点ばかりお尋 ねをします。まず、1番でございますか。本町セキュリティー体制の現況として、本町においては、情報 セキュリティーに関する統一的な方針を定めた基本方針、また、それに準ずるものが定めてあるかどう か。2点目。これはもう定めてなければ、その定めてない理由はなぜなのか。3番目、もしそれが定めで あれば、その基本方針、またそれに準ずるものについて、定期的な評価、見直しを行っているかどうか。 4番目、ガイドラインによると、これまた横文字なんですよね、СІЅО。チーフインフォメーションセ キュリティーオフィサー。というのがあるんですが、いわゆる組織における情報セキュリティーを、統括 する最高責任者を置き、その下に、情報セキュリティー責任書を置くとされておりますが、本町における 情報セキュリティー責任者はどうなって、その体制を含めて、どうなっているのか。お聞きします。もう

1 個あったんですね 5 番目、その情報資産の取扱い制限、これは、その情報の保管場所の制限及び複製及 び配布等禁止等そういう情報のあれを設けておられるかどうか、以上、まずお尋ねをいたします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治会計管理者兼総務課長

はい。それでは、情報セキュリティーの関連に関しましては、担当課でございます総務課のほうに答弁 をさせていただきます。答弁に、関しましても非常に横文字が多くなるので、御容赦いただければと思い ます。まず、本町の情報セキュリティーに関する基本方針についての御質問ちょうだいいたしました。先 ほど議員さんのほうからですね、お話があったとおり、総務省のほうでこの情報セキュリティーポリシー というのが定められております。これに準じましてですね、安芸太田町では、安芸太田町情報セキュリテ ィーポリシーというものを定めております。この情報セキュリティーポリシーは、平成16年の合併時に 施行をされているところでございまして、本町が所有する情報資産の機密性、安全性及び可用性を維持す るため、本町が実施する情報セキュリティー対策について、基本的な事項を定めているものでございまし て、35ページにわたるものになっております。定期的な評価見直しについての御質問でございます。毎 年度、情報セキュリティー委員会というものを開催いたしまして、評価を行っております。これを行うと ともに、先ほどの総務省のセキュリティーポリシーの見直しもありましたけれども、情報セキュリティー ポリシーも、状況に応じて本町版を、見直しを行っております。最近では、令和元年度と、昨年度にも一 部改正を実施をしております。情報セキュリティー責任者の件でございます。情報セキュリティーポリシ ーに、この中にですね、組織体制を定めております。最高情報セキュリティー責任者を副町長。統括情報 セキュリティー責任者を総務課長、情報セキュリティー責任者を各所属長としております。情報漏えい等 のインシデントが発生した場合は、情報セキュリティーに関する統一的な窓口を、総務課、情報政策係と して、速やかに最高情報セキュリティー責任者まで報告をし、同時に、県や総務省などにも情報提供する こととしております。情報資産の取扱い制限につきましても、先ほどの安芸太田町情報セキュリティーポ リシーに、保管場所の制限、複製及び配布禁止等の制限を設けております。具体的には、職員の自席パソ コンでございますけれども、情報漏えいリスクのあるインターネットには直接の接続が出来ないように なっております。自席パソコンと切り離された、インターネット専用パソコン側には、個人情報を保存し ないことといたしております。また、USBメモリー等の外部媒体は、暗号化された外部媒体に限定し、 事前登録しないと使用出来ないよう、システム的に制限をかけさせていただいております。USBメモリ 等の取扱いに関する要綱を定め、外部へ持ち出す場合は、所属長の許可が必要となっております。以上で ございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

まず基本的な考えを含めて、状況をお聞きをいたしました。その中でですね、今の定期的な見直しとか、いうことがあるんでしょうが、確かこれまた、町のネットで、特定個人情報保護評価、というのを、町ののあれで出されておりますが、これを見ても先ほどありましたようにですね、平成元年の6月30日と、4年の1月20日に見直しという先ほど答弁ございましたが、確かにやられておりますが、ただ、その中でですね、4年1月20日分については、これ一が18、18項目について、評価をされとるわけですが、そのうちの半数についてはですね、4年の1月20日に十分行っているという評価が出ておりますが、先ほ

どの元年6月30日のついてはですね、これは記載漏れがあるかどうかわかりませんが、十分に行っていないという方法、が、これ、おいいんですよね、ひとつの項目や、かなりあって6ページ7ページぐらいあるんですが、これ従業員に対する、教育啓発、が十分に行っているかどうか。内部監査はどうしとるかというのは、報告、これを見ますと、自己点検、ということは情報を各担当課でやられとるんであるか、それとも、先ほど言いました情報関係の責任者の方がやられとるんかわかりませんが、いずれにしてもですね、元年6月30日に実施された分が、十分行っていないという、評価のなっとる分については、それ以降、実施されとるのかどうかということですね。やっぱり、監査についてはですね、やはり、各、所属長の自己点検でなくてですね、先ほどあれもありました、答弁にもありましたように、最高情報セキュリティー責任者、副町長。いう御答弁でございましたんで、やっぱりそれを交えてですね、やっぱり、内部監査と、いうものも必要ではないかと思います。これについては、どういうふうにお考えですか。

○中本正廣議長

副町長。

○小野直敏副町長

はい、最高情報セキュリティー責任者ということで少しお答えさせたいと思います。今御指摘ありました。令和元年ですか、もう指摘につきましてはですねそれ以降、内部の監査についても当然やってるとこでございます。ただ総務省はそれで、セキュリティーポリシーについていくとですね、基本的にハード面についてはですね、私、県庁来て思うにですね、県庁よりははるかに高いハードでも、防御システムというのは構築されていると感じております。ただ御指摘の案件でありましたように、基本的に漏えいというのはソフト、人からの意見が非常に多くございます。そういった意味で、今申し上げた内部監査はもちろん、今年におきましても、セキュリティーの研修もしたとこでございます。そういった両面からですね、しっかりと、安芸太田町の情報を守る体制というのを構築してまいりたいというふうに考えております。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今の副町長より答弁いただいたように、情報セキュリティーについては、かなり厳格にやられているように受け止めております。次にですね業務委託契約、いわゆるセキュリティーの関するものでございますが、現在町がですね、いわゆる、委託契約している業者数、いわゆる情報に関するものでですね、その業者数の数は幾らぐらいされとるのか。それと、2番目としてですね、地方公共団体における情報セキュリティーポリシーに関するガイドラインによりますと、外部に情報システムやプログラムの開発、運用保守等を業務委託する場合は、職員等が当該委託先における情報セキュリティー対策を直接管理することが困難な場合は、委託先において、対策基準に適合した情報セキュリティーが対策が確実に、実施されるよう、委託先への要求事項を、契約仕様書に定めて、契約条件とする必要があるとされておりますが、本町の状況はどうでございましょうか。3番目、先ほど言いました情報兵庫県の事案ですが、これも町が委託した業者から、別の業者に再委託され、その再委託された、業者がさらに、再々委託、いわゆる孫請けでございますね。そういう業務が行われているようでございます。本町では、同じような状況がないでしょうか。以上3点。答弁を求めます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治会計管理者兼総務課長

はい。情報関係の業務委託契約について、御質問を 3 点ちょうだいいたしましたので答弁を申し上げ ます。まず1点目、本町の業者数ということでございました。情報システムに関する、業務に関しまして は、約50社へ委託をしておるところでございます。2番目、住民情報システム保守などを委託している 事業者については、必要なセキュリティー要件を明記した契約をしております。今回の事案を受け、改め て、委託事業者へ情報セキュリティー対策の徹底、また確認、職務上取り扱う個人情報が保存された媒体 の管理、並びに個人情報の保護に万全を期すよう、全職員へ通知を行っているところでございます。な お、情報セキュリティーの関連のですね、この契約内容に関しましては、やはり専門知識を有した職員と いうのが今から求められるといった話もございます。このあたりはですね、全県的にやはり、非常にこの 情報セキュリティー、情報に関する技術を有する職員の確保というのが非常に問題となってきているよ うな状況でもございます。総務省ではですね、この自治体職員、5%ぐらい、職員全体の 5%ぐらいはこ ういった職員が必要ではないかというような、統計も出されているところでございます。このあたりのと ころもですね、今後、これ全県的な課題ということで、広島県を中心に、市町共同の情報、関係のですね、 会議のところで協議をさせていただいているところでございます。3番目、再々委託の件でございますけ れども、本町では、業務委託契約約款に再委託の制限について規定を設けております。契約書において、 業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただしというのがあるんです けど、ただし、法令等で禁止されている場合を除き、あらかじめ町の書面による承諾を得た場合はこの限 りでない。としている場合が、おおございます。適切に対応をさせていただいております。個人情報を扱 うシステムにおいて、再々委託は現在ございません。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。かなり厳密に実施をされとると。いうふうに今の答弁を含めて、お聞きをしておりましたが、リ スク対策はですね、十分に図られていいと思います。ただその現状にですね、満足をされることなくです ね、やはり、住民の重要な個人情報でございますし、漏えいにはですね、十分御注意いただいて、情報セ キュリティー対策の実効性を高めることを、ともにですね、対策レベルを引き続き高めていただいて情報 漏えいがないように、業務に取り組んでいただきたいと思います。それでは時間のこともございますん で、2項めに移ります。地域課題の対応についてと、いうことを申入れておりますが、これは令和2年3 月に改定されました安芸太田町人口ビジョン、によりますと、平成2年で7255人であった人口が、10年 後には 6472 人、いわゆる 30 年後、3318 に、35 年後には 3000 人と、人口減少は加速的に進行していく ことが推計をされております。平成元年度と令和3年度の自治会別人口動態を見てみますと、48自治会 のうち、減少率が 10%以上の自治会が 19、人数で 429 名減少をしております。この 8 月に、先月 8 月 26 日の新聞報道がございましたが、65歳以上が過半数を占める限界集落が、広島県内、中山間地域の4割 を超えるという報道がありましたが、本町においても、町全体の高齢化率は52.16%で推移をしておりま す。こうした状況の中で、高齢化、人口減少により、集落機能が低下し、自治会の維持、地域行事の開催、 草刈り等の環境整備作業、また、役員等の成り手不足の困難な状況となり、町内においても、二つの地域 において、自治振興会が解散をされております。状況をお聞きしております。住民の高齢化により、地域 を支えることが困難になりつつある今の状況を踏まえて、町として、集落維持活性化にどのように、取り 組んでいかれるのかをまずお尋ねをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて集落の維持、活性化についての御質問いただきました。この御質問はここ最近、議会でも、 その都度御質問いただいております。そのときにも御答弁を差し上げるわけでございますが、なかなか歯 切れのいい答弁が出来てないというのが現状でございます。その上でですね、これまでの答弁も含めてで ございますが、特にここ最近、この今回コロナの第7波を迎えたに当たってですね、強く感じております のは、もちろん様々な取組必要なんですけれども、やっぱり人と人同士が触れ合うといいますか、そうい う機会というのをつくらなければ、様々な取組ですね、我々のほうでも考えておりますけどもやっぱりそ こがそもそもやっぱり回復出来ないとですね。いけないんじゃないかというか、そこがやっぱり 1 番最 初なのではないかなという感じを特に強く思っておりますといいますのは、この第7波というのは第6 は、以前に比べて相当陽性患者さんも確認されているわけでございますが、国並びに県は、改めて新たな 行動自粛というのをされていないと。恐らく重症化率、あるいは死亡率、それぞれがですね、これまでの コロナよりもさらに一段と低いということもあって、恐らくそういった取組をされてるんだと思います が、私自身も、このコロナ第7波になるに当たってですね、今後も、コロナがゼロになるということやっ ぱりないんじゃないかなと。そうしますと、昔から言われてる話ですけれども、コロナがありながらも、 どうやって日常生活をやっぱり回復していくか、続けていくかということを本当に考えていく必要があ ろうかと思っております。その上で、冒頭申し上げた、人と人とのつながり、あるいは、そういった機会 をつくっていくということをやっぱり、始めていかなければならないと。町としてもですね、このコロナ 第7波の中ではございましたが、特にこの夏、様々な町主催のイベントについてはですね、当然、コロナ 対策をしながらではありますけれども、中止せず、できるだけ進めさせていただいております。例えば成 人式ですとかあるいは、8 月 15 日の平和記念式典も開催をさせていただきました。また久しぶりでござ いましたけれども、サイクルイベントというのも開催をさせていただいたと。そういったことで様々なイ ベントが、引き続き、できるだけ開催させていただくということで、町民の皆さん含めてですね、御近所 の方あるいは町内の方々同士が、こうやって、お会いしていただく機会は、まずは作らせていただきたい と。いうことで、取組をさせていただいておりますまた、下期でございますけれども、長らく中止してお りました民泊事業、これも実は民泊受入れ家庭の皆さんと相談をしながらではございますが、基本的には 受入れの開始をしたいという方向で、今準備を進めているところでございます。町としてまずそういった スタンスは確保させていただきながら、その上で、各集落のイベントについて、これはやっぱり各自治振 興会さんのほうで御判断をいただかなければいけないことだと思いますが、できれば、町としてはです ね、様々な、コロナ対策はしていただきながらも、できれば開催する方向でお考えいただきたいと。少な くとも町としては繰り返しになりますが、様々なイベント自粛ではなくてですね、できるだけ、開催する 方向で進めていきたいと、その姿勢は、これからも保っていきたいというふうに思っております。まずは そういったことが改めて必要かなと思いながらその上で、町としてはですね、まず集落支援員について、 これは加計地区、筒賀地区では確保出来てなかった状況でございますが、これを今回、加計地区について はですね、集落支援員を確保させていただいて、早速活動を始めていただいております。また、はしもと 一くも順次開催をさせていただいているところでございますし、また繰り返しになりますが、引き続き役 場職員も、積極的に地域に出向くなどさせていただいて、まずは、繰り返しになりますが人と触れ合う機 会を積極的につくっていくと。そういった中で、集落の維持、活性化についても、また様々な工夫をさせ ていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

ただいま町長のほうからるる、対策を含めて、対応について、御説明をいただいたわけですが、この中でですね、この問題については以前、先ほど話ありましたように以前も、現在も含めて、各議員からもですね、この一般質問にも取上げられておりますし、いうようなこともございます。ただ、ありましたように今後の取組の中でですね、町の答弁のは、今後の在り方についてはですね、きちんと据える必要があると、いうような内容の答弁もあったようにございますが、内容を含めてですね、見直しを図っていく時期との、それもまた、答弁もございました。その後においてですね、町において、その見直し等を含めてですね、先ほど来ありましたようにこれは、安芸太田町だけでなくてですね、やっぱり集落維持、活性化は大きな問題だとは思いますが、その状況をですね、どのようになったのか、改めてお尋ねをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

具体的な取組、という意味での活動と取組という意味ではですね、なかなか進展がないというのが正直 なところでございます。まず集落支援員について確保するということの、これは継続をしておりますし、 事実、加計地区については1人、確保出来たということでございます。それ以外に、具体的に特に恐らく 自治振興会を支えるための取組ということだと思いますが、その点についてはですね、まだ具体的な方 策、集約支援員の話以外のことについてはですね、我々としてはまだ、正直検討中という状況でございま す。とりわけこの議会の場でも、例えば、地域おこし協力隊の活用ですとか、あるいは、かつて本町にお いてはですね、役場職員が、各自治会の担当になって配置をしていくというか、そういった取組をされた というふうに聞いておりますが、現段階で私として、そういった取組を、そういった取組が適切なのかと いうのはまだ判断つきかねるところがございます。それは地域おこし協力隊、これ前もお話をしました が、集落支援そのものがですね、最終的にその人のくいぶちといいますか、になるのかどうかといった点 で私としては二の足を踏んでる状況がございます。地域おこし協力隊というのは、町の課題について、解 決に向けて取り組んでいただくと同時にですね、それをまたなりわいにしていただいて、この町に残って いただくということをやっぱり大きなテーマだったと思っておりますので、それが集落支援という形で、 果たして実現できるのかということを私自身はまだ判断つきかねているということ。それから、町職員が 担当するということ、これかつて進められたとは聞いておりますけれども、例えば、担当職員が自分の集 落がありながらも別の集落の担当になった場合に、どちらの集落の仕事をやっとるんだと、いうような問 題があったということを聞いておりますし、またこれは私自身が今感じておりますのは、少ない職員をで すね、町の様々な課題解決に向けて担当させるに当たって、それに上に、各自治会担当という形で仕事に 張りつくことが本当に町全体の活性化になるのかと。町全体の活性化という意味では、例えば、移住定住 を促すとか、産業振興について力を入れると様々な仕事をさせていただいております。そういった職員を あえて、地域集落の維持のために、割くことが、本当に特に私がいいという気にしております。移住定住 を増やしていく、あるいは町から人が出ていくのできるだけ抑えることによって、人口減少に歯止めをか けるという取組に、本当にプラスになるのかなという点はですね、もう少しこれ本当に、慎重に考えるべ きではないかという思いもあってですね。この議会の場でも、御提案いただいたんですけれども、まだそ こまで踏み込めていないという状況でございます。だからといって、何もしないわけにいかないのは御指

摘のとおりでございますので、まだ今具体的な提案なり、取組というのが、集落支援の確保以外の部分でですね、進んでいないというところが現状でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。今、町長のほうから答弁ありましたように、確かに地域担当制ということで私もあの、地域外の 地域を担当してですね、2年ぐらいですかね、地域担当制ということで、そのことに従事した記憶ござい ますが、今言われましたようにですね、やはりなかなか、地域担当制というのがですね、ちょっとその時 点では、なじまなかったとは言いませんが、なかなか難しいと。地域に出てですねいろいろ話をさせてい ただくんですが、それをそのときは話の内容でまとまったということはないんですが、うまく話はきれい にできるんですがこれは、その担当制のが、ないとき、いわゆる通常のときはですねどうしても、やはり 地域の特異な動き方もありますし、なかなかその地域担当制がうまくいかなくて現在、消滅な言い方悪い かもしれませんが、もうなくなってきたというような、記憶がございます。これは前から言われとる言葉 でございますが、ともに助け合う自助ですね、自助、共助、公助、それから、これはもう前から言われて る言葉ですが、まず町民1人一人がですね、自らの問題行動のための行動、これは、自助ですね。町民同 士が協力しながら地域の課題の解決のための、行動、これ共助、がこれが、先ほど来ちょっと話をしてお りますように、地域でですね、困難になってきております。私が住んでおります殿賀地域の上堀集落とい うとこですが、件数38件、あるんですが、そのうちの10件は、いわゆる高齢者、ほとんど高齢化率が、 が、私のとこでも50%を超します。もありますし、女性、いわゆる、お亡くなりに、男性の御主人さん が亡くなられて女性だけの世帯が 10 世帯、殿賀の私の住んどるとこでも、やっぱりそういう状況が出て きております。勢いですね、私たち町民自らの、全員の協力でですね、なかなか問題が解決出来ない。勢 い、行政や公的機関のサービスを活用させていただいて、問題を解決する共助に頼るようになると思いま す。地域においてもできる範囲が限られておりまして、自助、共助、公助といいますか、これが取り組ん でおられますが、なかなか住民の高齢化等により、地域を支え合うこと自体が困難になっております。そ の状況を踏まえてですね、喫緊の課題としてですね、集落維持、活性化、先ほど町長の答弁にありました ようになかなか答えがほいじゃ1足す1で出てくるもんではございませんが、喫緊の課題としてですね、 やはり取り組んでいただきたい。で、先ほど言われましたように、人口増作戦、というのもございました が、取り組んでいただいてですね、やはり、集落がこれ以上ですね、減っていくことを避けるためにもで すね、やはり、先ほど言いました、やはり自助、共助がですね、難しい、大変難しい人数減とか、なって、 難しい、というところに入ってますんで、町としてもですね、共助、共助ができる範囲のことがございま すが、勢い共助に頼るわけでございませんが、やはり、共助の力が必要ではないかと思います。この件に ついてはですね、機会をみてですね、再度、質問をさせていただきたいと思います。

最後、通告をさせていただいております保育施設の安全点検についてお尋ねをします。これは皆さん、 御案内のように、本年4月にですね、広島市内の保育園で、保育中に、行方がわからなくなり、園近くの 太田川放水路で、溺れて亡くなられるという大変痛ましい事案が起きております。このことを受けてです ね、このことを受けてから以降、町内に数名の保護者の方からですね、安芸太田町の、いわゆる保育施設 を含めた状況はどうなんだろうかというような数々の御質問をいただいております。で、その確認も含め てですね、今回、この問題を一般質問に取上げさせていただきました。県はですね、この事案を受けて、 県内の保育施設に危険か所及び安全対策の状況について、調査が依頼をされ、安芸太田町には二つのこど も園、二つの保育所がありますが、下記のことと、下記3点についてですね。調査状況をお尋ねします。まず1点目。令和4年4月、県安心保育推進課が、調査結果を発表をされております。県内471園のうち、危険とも思われるか所で有する施設が、保育所104園、認定こども園が2園、ごめんなさい42園ですね、合計146、危険て思われるか所を有する施設があると。全体の3割以上で、施設があることが報告をされております。具体的な状況は、フェンスが低いところがある。敷地内の一部にフェンスがない。門扉は施錠してあるが、園児が開閉下のペースはあるが、園児がすり抜けられる隙間がある。などとなっておりますが、町において、このことを実施、調査実証されているかどうか、もしされていれば、結果はどのようになっているか、お尋ねします。2点目。調査結果において、危険か所等が見られたか所の対応は、どのようになっておりますか。3点目。今後の安全対策、これハード面、これは施設の改善等ですね。ソフト面、施設内外の安全点検の強化、どのように考えておられるか、以上3点について、答弁願います。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。お尋ねのとおり、4月に広島市の保育所で園児が保育中に行方不明となり、その後、死亡が確認 されるという痛ましい事案がありました。広島県では、これを受け、緊急に保育施設の安全点検及び外 構、フェンス等の状況調査及び報告を各市町に依頼をされたところでございます。まず最初の、町が施設 実施された結果についてでございます。広島県からの調査依頼を受け、各施設に点検を指示し、報告を受 けたところ、危険と思われるか所ありの施設が1施設、なしが2施設、過去にあったが、対策を行ったの が 1 施設であったところでございます。また、そのほか年1回の広島県による児童福祉施設の現地監査 においても、それぞれ施設の安全点検状況について、確認、指導をいただいているところでございます。 続きまして、危険か所が見られたか所での対応につきましてでございます。危険か所が見られたか所につ いては、園児の見守りの対応の強化、また、草刈り等を行い、職員が見守りを行う前の死角をなくす等の 対策をとったところでございます。また報告を受け、教育委員会の職員が現地を確認し、緊急で行える対 応の指示をいたしまして、フェンス等の修繕、設置等においては、今後行うことを検討しているところで ございます。最後に、今後の安全対策、ソフトハードについてでございますが、施設の安全点検につきま しては、これまでも、各施設において、毎月、保育士等の職員が安全点検を実施いたしまして、修繕等が 必要なものにつきましては、教育委員会のほうに報告を受け、現地確認後、危険度に応じた修繕等の対応 を行っているところでございます。安全対策といたしまして、園外保育等の安全計画の見直しを、施設に よっては検討しているところ、また、登校園児の交通安全対策であります。保護者へのお願い、また、5 年に1回程度行う業者による遊具の安全点検の次回点検の実施時期を現在検討いたしまして、あわせて、 施設の計画的な修繕、改善に、今後、努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でござい ます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今、教育次長のほうから、3点についての御答弁を、いただいたわけですが、これも現在実施されとるというなことでございますんでしょうが、これがですね、これもこれも報道なんですが、報道に出ておったんですが、広島市においてはですね、市作成の共通店チェックシートに基づいて、月1回、施設の点検を行われて、本当に、もし不備があればですね、担当課に報告をされていたようですが、今回、先ほど言

いました園児が亡くなられた件でございますが、これはですね、生け垣の隙間から、外に出られて太田川 放水路のほうで、お亡くなりになられたというようなことでございますが、改善、その隙間の改善点ので すね、報告は、広島市にはしてなかったと。これ報道ですからわかりませんが、市はこの問題点を把握さ れてなかったと。いわゆる園だけで留まっとったと。いうような報道がありますが、現在町に、町の保育 施設、2施設、二つあるわけですが、これについては、先ほど、次長からもあったように、ああいう問題 点については必ず担当課のほうへ連絡がいってるかどうか、そのことをちょっと確認をさせてください。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、ただいまありました、町の施設の問題点等の把握でございます。安芸太田町の施設におきましては、広島市等と違いまして、全施設が公立、町の責任において維持管理するものでございますので、保育士が、施設点検行いましたものは、園長のほうが確認をいたしまして、早急な対応が必要なものにつきましては、教育委員会に随時、報告が入っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今の御答弁いただいたんで、安芸太田町については、適切に運用されておるようでございます。とはいえですねやはり、園児、やはり、どういう行動をされるかわからんというとこもありますんで、町においてはですね、やはり今以上の、安全管理の徹底に努められてですね、保護者の皆さんが安心して園児を預けて、いける施設になるようにですね、取り組んでいただきたいと思います。その施設についてですね、ここは安芸太田町については、この前、認定子どもが二つ、いわゆる保育所が二つ、いうことでございますが、やはりなかなか、人数も、だんだん減少しとるような状況でございますが、やはり問題は、看過することなくですねやはり、早急に先ほど言いましたように対応できるところはですね、早急に対応して、事故のない、園児をないように、園児をですね預かって保育をすると、いうことを重点的に専念していただきたいと思います。そういったことを申し上げて、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で3番、佐々木道則議員の一般質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11:51分 再開 午後1:30分

○中本正廣議長

午前中に引き続き一般質問を続けます。はい。5番末田健治議員。

○末田健治議員

はい、午後、1番でございます。眠たい時間になりますが、ひとつお付き合いをよろしくお願いします。 5番、末田健治でございます。私は一問一答方式で質問をさせていただきます。質問事項については、持続可能なまちづくり施策を問うと題しまして、項目を6項目上げまして、1番目が、自然環境保全を図る取組について、2番目が、川や森を活用した遊びの場の提供について、3番目に、農業振興計画の策定時 期と方向性を問う、四つ目が、自治機能の維持対策を問う、5項目目が太田川再生と漁業資源確保対策を問う、最後6が、地域商社の役割強化の取組を問うと題しております。私ごとながら、秋祭りシーズンに入ってまいりました。各地から、今年は、ぜひ神楽を、秋祭りをやりたいので、出演は可能だろうかというような問合せがですね、割と多く入ってきたなというふうに思っております。その代わり疫病退散の舞だけはどうしてもやってくれと、いうふうな要望もあり、短い時間はですね、従来のように、昔でしたら、深夜から朝方までいうパターンがありましたが、最近は、そうは言うても、時間もみじこうしてやるんで何とかやりたいと、いうような機運がですね、徐々に、高まってきたのかなという、そんな感じの今日この頃でございます。

私は今回、持続可能なまちづくり施策の中で、項目の1番目としまして、自然環境保全を図る取組につ いて最初伺います。安芸太田町の人口は、社会保障・人口問題研究所によると、2030年に計画目標人口、 4865 人に対して 4405 人と、推計をされております。割と近い将来の推計でございますが、この間特に、 注力されまして、移住・定住対策の取組により、一定程度の成果が出ていることは評価をいたします。し かし現状考えますと、自然減で毎年100人規模での人口減少を見ると、先ほど申しました、社人研の、推 計値をクリアすることはなかなか難しいのではないかなというふうに思います。将来にわたり、持続可能 な安芸太田町のまちづくりを進めるために、自然あふれる安芸太田町の特色を生かした、持続可能なまち づくりが必要であるというふうに思います。実行すべき課題は多くありますが、逐一問うことは時間的制 約もありますので、テーマを絞って質問します。なおかつ、成果についてはすぐに出るものではございま せんので、地道かつ、継続的な取組が、前提であることは申し上げておきます。項目の1番目としては、 先ほど言いましたように、自然環境の保全を図るべきと考えます。御承知のように、お隣の北広島町で は、生物多様性の保全に関する条例が制定されています。その目的は、北広島町が自然環境を有し、町民 や事業者が、自然環境を構成をする多様な生態系や野生生物から、様々な恵みを享受していることに鑑 み、町民、事業者が一体となってこれを保全し、持続可能な方法で活用することにより、生物多様性を、 町民共有の財産として、次の世代に継承し、自然と共生する、町民の健康で快適な生活を将来にわたって 確保することを目的とするとあります。安芸太田町では、国定公園三段峡を始めとして、自然豊かな環境 にありますが、北広島町のような保全条例がありません。目的は、保護という範疇ではなく、町民共有の 財産として将来にわたって、確保するということが肝であります。安芸太田町の、条例制定により、自然 環境の保全を図るべきと考えます。見解を伺います。以上が1項目めの質問でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まず自然環境の保護に係る取組ということで、保全条例制定について、御指摘、御提案いただいております。御指摘のとおり、本町豊かな自然に恵まれております。また私自身もですね、自然を生かしたまちづくりを標榜させていただいてるところでございますので、そういったイメージの具体化と、いう点で、この保全条例の策定というのは、有効でありますし、私としてもぜひ取り組んでいきたいというふうに思っております。一方で、これはるるお話をしております。本町は自然の中でも特に水を取上げさせていただいて、今後はこの水を財産とした資源ととらえた、まちづくりを進めるという話も、させていただいているところでございまして、それじゃどう組み込んでいくか。例えば、これ私もいろいろ勉強させていただいておりますが、奈良県、奈良県というか、紀伊山地の吉野川ですね、これ最上流に位置する奈良の川上村というところございます。ここはまさに水源地の村づくりを進めたいということで、1996年

に、これ条例というよりは宣言ですね。川上宣言、川上村の川上と、かけておられるんだと思いますが、その宣言をされた上でその宣言に基づいたまちづくりをされているというところもあって、こういったことも、ぜひ参考にさせていただきながらまちづくりを進めたいなという思いがございます。また、昨年は、本町の場合、風力発電施設の建設について、受入れを拒否した経緯がございますけれども、それを契機にしてですね、大規模な、そういった森林開発といいますか、それをどうコントロールするかということについては、まさに条例も一つの方法として、これはもう既に庁内でも、調査検討を進めているところでございまして、そういったもろもろの取組を含めた、条例制定、それが保全条例という形になるのか、そういったことも含めてですね、今後、スケジュール等も含めて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。北広島町の例は先ほど言いましたとおりでございますが、北広島町でその条例の制定の特徴的なことは、一つは罰則規定を設けておられます。それは、それはですねかなり、それを適用した事例があるかどうかということは私は承知をしておりませんが、有効な施策であろうと思いますし、名前までは申し上げませんが、学芸員さんも、様々その活動をされております。これも以前、この場でお話をしたことありますが、深入山で非常に希少なチョウチョが、マニアの間では何十万円をするらしいんですけども、それを心ある人がたしなめたら、あんたなんの権利があるかいうて、反論されたと。いうふうなこともありますので、そういう意味で、もちろん西中国山地国定公園内での、採取というのは禁止をされておってもですね、それが罰則になるかどうかいうことになりますと罰則はないわけですよね。ですから、そういった意味で、今、ある資源をやっぱり守るため、あるいは、町の姿勢を、そのPRをしていくという意味においては、そういうこともですね、取組が、今こそ必要ではないかと思います。三段峡も以前申しました、ように、遊歩道付近の、希少なものは、大体取られとると。こういうことをよく、詳しい方はですね、よく御承知のようでありますので、様々な角度から検討いただいて、その取組を進めていただきたいと思います。再度、その辺の考え方がついてあれば、お伺いをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘のように、北広島町の場合には、条例だけではなく、それこそ学芸員を、雇っておられたりあるいはその学芸員が働かれる施設といいますか、あるいは町民の皆さんが、そういった自然に親しむ、施設などもですね、つくられておられる、そういった意味では条例だけではなく、予算関係のことも当然関わってくるお話だと思っております。我々としても、そういった取組、当然条例をつくればですね、その条例を具体化するための取組が必要になるわけでございますので、そういったこともまた、検討していかなければならないと思っております。今御指摘いただいた深入山の事例なども、まさに、今回、改めて心ある方といいますか、熱心に取り組んでおられる方が、環境省の資格を継がれてですね、今改めてパトロール回っていただいてるようなこともございます。そういった方々のボランティアで取り組んでいただいておりますけれども、そういった方々の御協力をいただきながら、また、三段峡の保全でも、取り組んでおられる方々もおられます。そういった方々とも連携をさせていただきながら、最終的にはそれが条例という形で、しっかり町の中で、組織体制として整備されるというのが1番よろしいのではな

いかなと思っておりますので、そういったことも含めながら今後、準備を進めさせていただければと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

学芸員の雇用等については、当然のことながら、費用も発生をしてまいりますんで、財政的な事業もありますんで、直ちにということは申し上げませんが、先ほど言いましたように北広地島町の目的は、保護、単なる保護いう範疇ではなくて、町民共有の財産として、それを後世に伝える。そういう深い意味合いが含まれておりますんで、審議会等を開催される機会がありましたらぜひ、そういった観点から、諮っていただいた上で、その実現をですね、ぜひ、将来的にわたって必要なことでありますんで、取組を進めていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。2項目めは、川や森を活用した遊びの場の提供についてであります。今年度、プラットフォームつなみでは小学生を対象にした、アマゴのつかみ取り体験が企画をされまして、10回予定しておりましたが増水等で2回中止になり、8回で、延べ75人の参加者があり、盛況でございました。私は親子さんに情報、感想を聞いてみたんですが、すごくいい体験だったと、当然、子どもさんも喜ばれ、親御さんのほうも、すごく子どもに、夏でいい体験をしたということで、喜んでおられました。で、各地区に、今、このような遊びの場があれば、安芸太田町の魅力アップにつながっていくというふうに思います。西宗川あたりも、水量が比較的、太田川とは違って少なくて、有力な体験場所になるんじゃないかなというふうに思います。場所の活用についてはなかなか難しいかと思うんですが、着替えをしたりとかですね、トイレがあったりとか、いうふうなその条件を考えますと、集会所などを活用すれば、それも可能なんかなというふうに思います。また森の遊び場については、里山の雑木林を活用し、自由に遊べる場として、これも、町有林等活用すれば、いかがかなというふうに思います。いずれの場合も、町が直接その管理運営するということはなかなか難しいことだというふうに思いますんで、民間であるとか、あるいは地元で希望があれば、委託をして実施をするのが望ましいのではないかなというふうに思います。コロナ禍の中で、利用者の志向は非常に高いものがあるんではないかなというふうに思います。そういうものの整備によって、まちの魅力を高める取組が必要であろうと思いますが、これについての見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、川や森を活用した遊び場の提供ということでですね、議員のほうから御提案いただきました。議員が関わっておられた鮎のつかみ取り、本町職員もですね、体験させていただいたということも聞いておりますので、大変盛況だったという話も伺っております。また同様の事業を本町内では、いろいろと、取り組んでおられるところがありますけれども、そういった、団体の活動もですね、やはり同じように、盛況だというふうに伺っておりますので、改めてこうした、自然と親しむというか、機会をつくっていくというのは、やはり本町に求められる大きな役割ではないかなというふうに感じております。その上で、御指摘のあった、遊び場の提供ですね。今後、例えば、国でいうと、国土交通省などは川まちづくりといった制度なども用意されておりますので、そういう機会をとらえてですね、機会があればぜひ進めていきたいなというふうに思っておりますけれども、一点、そういった取組を進めるに当たって、我々も気になっておりますが、やはり経済性といいますかですね、整備の費用あるいは管理の費用についてはや

はりどうしても気になるところではございます。既に町内でもですね、例えば、キャンプ場なども、町が持ってるものも含めて様々施設が点在しておりますけれども、中にはですね、時代の変化とともに、有効活用出来てない施設もやっぱりあるわけでございまして、私としてはそういった施設ですね、ぜひ施設も含めてあるいは町内の様々な資源を、やはり民間の事業者様に、ぜひ紹介をさせていただいて、それを使うことによって、例えば民間の事業者ベースでそういったことをしていただくと、整備費用あるいは、管理費用も、当然そういったところで賄っていただけるわけでございますので、しかも自立的に動いていくという意味では、ある意味、理想なのではないかなと思っております。そういう取組にも、今後はしっかり力を入れていきながら、遊び場の提供ということを進めれるものをしっかり進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

これも以前申したかと思うんですが、プラットフォームで鮎の塩焼きを販売しておるんですが、実はそ の三次のほうからも、食べにこられますね。いや三次はアユの本場なので、どうしてですかと言うたら、 屋形船はあるが実際食べるとこはないと。ゴールデンウイークに、道の駅で民間の方にお願いをして、鮎 の塩焼きをやっておりますが、1日に、数百匹、販売をすると。いうふうなことでも、すごくその盛況の ようですね。海の沿岸部のほうからもですね、海の魚を食べとる人もですね、例えて言えば呉のほうか ら、鮎を食べに来たという方も非常に多いわけですね。それだけ、安芸太田町におけるそういった、鮎を 活用したという取組はですね、非常に魅力的に、やっぱり町の人から見ればですね、感じられるんじゃな いかというふうに思います。ヤナというところまではなかなか言いませんけども、これヤナで回ったらで すね、物すごい、やっぱり人手になっていく。もちろん話題性の高いと思うんですが、これも行政ででき るものではなく、また、漁業組合にいうてはなかなか、財政的に厳しいと思いますが、全国を見れば実際 に、福岡県の緑川、という、川ではですね、体験場所もございますんで、そういった取組も、非常にまち づくりの上においては有効ではないかなというふうに思います。町長が先ほど答弁ありましたように、行 政で何もかも取組むいうのはなかなか難しいことだと思いますんで、アイデアを出し、場所の提供し、民 間の活力を期待をする。そういうことはぜひ必要ではないかなと。いうふうに思いますんでこれも、今後 引き続いて、検討いただいて、まちの魅力アップにつなげていただきたい。いうふうに思います。あわせ てこれ質問ではございませんが、河川の環境の改善、これは引き続いて、お願いをすることにし、次の質 問に移ります。

三つ目は農業振興計画の策定時期と方向性でございます。冒頭言いましたように、人口減少に加え、高齢化は進行していると思われます。また 6 月議会一般質問でも申し上げましたように、農業の従事者も減少していくと予想されます。このような環境のもとで、農業振興を図り、農地保全を図ることは、安芸太田町のまちの維持に極めて重要な施策になりなります。農業振興計画の策定時期と、その方向性についての見解を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

農業振興計画の御質問いただきました。農林業センサスでは、平成 12 年の総農家数は 1277 戸ありましたが、令和 2 年では 653 戸となり、人口減少社会を迎えて、農業従事者も大幅に減少しているところ

でございます。また、本町における農業委員会における農地法第3条の申請では、農地の売買などによる所有権移転が増えてきている状況です。将来的に農地を所有することが出来ないといった理由により、これまで維持していた農地を手放す事例も多くあります。このような課題もある中、本町の農業振興に係る現状を踏まえ、基本的な考え方と振興施策を、農業振興ビジョンとして、今年度まとめることとしています。1点目、新しい道の駅における、太田川産直市再整備に向けたソフト面の整備計画として、産直市の体制整備でありますとか、集荷適正価格、加工品販売農家の掘り起こし、2点目、特産品の祇園坊柿の振興として、高齢化への対応、産品開発等でございます。3点目、ひろしま活力農業経営者育成事業の今後の展開として、市場飽和と価格下落に伴う今後の展開、販路開拓、活力生の支援体制、など、4点目、過疎、高齢化の対応として、耕作放棄地への増加、担い手への集約、これらについて、まとめることとしております。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

実は、私の住んでおります津波地域においても、だんだんとその耕作を、やめるという方が増えております。せっかくのつなぐ棚田遺産の認定を受けておる地域でありますので、何とかして、農地の維持保全を図っていきたいということは思っておりますし、どうしてもその、作付が出来ないところはですね、景観作物を植えたりして、少しでも、訪れる方が喜んでいただけるような、そういう地域づくりを進めておりますし、あるいは、ビオトープづくり、現在女学院大学の支援を受けながら、学生さんも、2月に1回ぐらい来られて、津波地域で何が必要かというふうな取組がですね、進んできております。しかしそれはあくまでも、一時的なと言いますか、本来的に言えば、田んぼであれば田んぼが正常な形で維持していくということが、望ましいわけでありますんで、取組はですね、ぜひ進めていきたいと思うんですが、農業振興計画では、最後四つ目に課長から答弁がありましたように、放棄地対策についての、もう少し細かい考え方について、どのようにお考えなのかな、それを計画の中にどのように盛り込んでいかれるのかなというところをですね、少し答弁が可能であればお願いしたいと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。耕作放棄地の増加ということでこれの対応について、計画に盛り込んでいこうというふうに考えておりますけど、まず、昨年度、農地パトロールを行いまして、やっぱり全体の2割については、山林化されている農地でありますとか、また、再度、畑や田んぼにすることが出来ないというような、農地も見られます。こういった、農地の保全、そういったことに対しては、昨年度から取組を実は開始をしておりまして、広島県と農地のマッチング事業に着手をしているところでございます。民間企業の参入を考えまして、地域ごとにまとまった農地を企業に貸すことができるかどうか、調査を行っていることでところでございます。今年度につきましては、農業委員会が、毎月ありますけど、それが終了し、終了した後にですね、地域ごとに、農地の洗い出しを広島県と、広島県の農林事務所、安芸太田町と、農業委員さんと話合いを、してまとめているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

私が特に申し上げたいのは、耕作放棄地につながっていくような農地というのは圃場条件が、極めてやっぱり悪いというところからそうなります。圃場条件がいいところはですね少し費用を出せば、A社とかそういう、農業者、共同の農業者によって、対応は可能だと思うんですが、条件が悪いとどうしてもですね、敬遠をされる、それから仮にお願いするにしても非常に高くつく。高くつくんならばやあっさりやめたほうがいいとこういうことにつながっていくわけですから、そこは非常に難しいとこだと思うんですが、ある程度その費用面においても、何らかの支援ができるような、仕組みづくりといいますか、条件が悪くても、その対応可能のよう、可能なような、シルバーではなかなか草刈り等だけで難しいか思いますが、場合によっては新しい組織でそういう対応を、ができるような取組を進めるとかですね、何らかのことがないと、ほとんどが圃場条件が悪い、本町の場合、荒れていくことはもう必然という、そういう状態でございますので、農業振興計画において、おいて、何らかの対策を望みますということをつけ加えまして、このほうの質問は終わります。

項目四つ目、自治機能の維持対策についてであります。持続可能なまちづくりの基本は、住民組織が強固なことが重要です。まちの計画がすぐれていても、住民1人一人が自分事として動いてこそ、実効ある計画となります。その基本をなすのは健全な自治会活動であります。これまでも指摘しましたように、自治会活動、自治振興会の解散事例が、発生をしております。言い方は適切でないかもしれませんが、全体で物事を考えることから個々で判断するということになり、つまりは自己中心になりがちになります。全体で物事を解決するという自治会の基本が損なわれることに、つながっていくことが危惧されます。すぐれた自治会活動に、などに、学ぶ取組が必要ではないかというふうに思います。8月26日付け、中国新聞に、65歳以上が過半数を占める限界集落は、中山間地域の4割を超えているとの記事が掲載されました。安芸太田町や神石高原町で目立つとの記載もありました。この現状を踏まえ、今後に備える取組について見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして自治振興会の関係で御質問いただきました。その前に御紹介いただきました振興会の解散ですね。確かに、2、二つの振興会で、解散ということになりました。我々、これ必ずしもその後ろ向きな対応だったわけではないといいますかですね。私自身は後ろ向きな、対応だけではなくて、むしろこれまでどちらかというと小さなものをまとめていく、大きくすればそれで自治振興会活動が活発化になると、いう考え方が、本当にそうだったのかなあと。むしろ、地域に根差した取組をしていただくという意味では必ずしも大きさにこだわるべきではないんじゃないかなということを改めて私なりには、感じてるところではございますけれども、ただ、その上でですね、自治会の活動が活性化するということそのものは大変重要なことだと思います。むしろどちらかというと自治振興会の活動が、低調化してるということについては議会の皆さんも、同じ思いを持っておられると思いますし、私もその思いは持ってるところでございます。そういった活動をお支えをするに当たって、どういう方法があるかということで言うと、議員かねてから御指摘いただいております。先進事例をやっぱり学ぶ機会をつくる。そういう研修会を開催するということは一つの大きな意味のある取組ではないかと思っておりますので、今後、その具体化をぜひ、我々としても、進めさせていただきたいと思っております。これ自治振興会の連絡協議会ですとかあるいは各支部会で皆さん集まられるときに、そういう場を設けさせていただくということもあると思いますし、逆に、そういう方々だけではなく、それこそ町民の皆さんがですね、話を聞いていただけ

るような、そういう機会をつくっていくということは、重要なことだと思っております。ぜひ、御提案いただいたことはですね、その具体化に向けて、我々もちょっと準備を進めさせていただきたいと思っておりますので、逆に、委員のほうもですねそういう、先進事例、御存じのようなところがあればですね、ぜひ御提案をいただきながら、そういう方々に来ていただいて、話を聞く機会というのはつくらせていただければなあというふうに思ってるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、町長のほうから、先進事例等に学ぶ取組も必要であろうというふうに、答弁いただきました。まさにそのとおりだというふうに思います。やはり先進事例に学んで、いやそのぐらいだったらうちのとこもできるだろうという取組がですね、必要ではないかなというふうに思い、最初から、大きなことを取り組もうと思えば無理なんで、できることから始めるということが最も大事かと思います。小さなことをこつこつ積み上げる中で、皆さんの意思が結集し、それからまた、いろんな人の知恵が出て、その取組がまた拡大をしていくということになると思うんです。自治会の活動が、地域単位になっても一生懸命取り組んでいけば、それはそれでいいと思うんですが、どうしても小さな集落単位での完結型になってしまいますと、すぐ隣の、地域の活動が、全くその、つながりがなくなってしまういうのはですね、大変危惧していく、減少になると思いますんで、ぜひまあ、その取組をお願いしたいと思いますし、よその地域では、移住した人がやっぱり中心になってやっとるというところもありますんで、新しい人は新しい発想で取組が逆にできると思いますんで、それによって新しいリーダーが出てくるという可能性もですね、場合によってはあろうかと思いますんで、ぜひ、そういった事例をですね、活用しながら、自治の原点であります地域の住民の皆さんの活動が活発になるような取組をですね、ぜひお願いしたいと思います。

次に五つ目、五つ目の項目であります。太田川再生と、漁業資源確保対策でございます。太田川は、本町のすぐれた自然資源であり、これまでも、河川環境保全についての質問を行ってきました。行政におかれては、繁茂するヨシの取りのぞきなど、取組を進めていただいております。しかし抜本的解決には程遠い現状にございます。漁業資源でありますアユ漁については漁獲量が減少し、高齢化とともに組合員も減少、また、遊漁者の減少と、漁業組合の財政も、悪化の一途にあります。運営も、大変厳しい状況であることはこれまでも、申し上げてきたとおりでございます。比較的良好と言われる河川環境が保たれている河川の取組を参考にし、少しでも、改善できることがあれば、取り入れてはいかがでございましょうか、見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、太田川の関係あるいは漁業の関係についてもお話をいただきました。先ほどもつかみ取りの話ございましたけれども、私も昨日実は釣堀に行ってきましてですね、これヤマメでしたけれども、家族と一緒に釣って食べた、大変楽しい時間を過ごしましたけれども、改めて何ていうんでしょうか、確かに不漁といいますか、アユ漁の不振が続いているという話も伺っております。ただこれ、必ずしも河川、私も、河川の環境というのはそういう意味では昔に比べればかなり悪化してるなと思ってたんですが、一方で釣り人そのものが減ってきていてですね、釣り人が減ってるから不漁になってるのか、それとも不漁だから釣り人こないのか。そこら辺を実は、なかなか明確ではないというかですね。もっともっと

ある意味、アユ漁、あるいはアユの良さあるいはヤマメといったものの良さ、先ほど議員御指摘いただき ましたけれども、我々のまた改めてそういったところをもうちょっと力を入れればですね、今の状況でも もしかすると、それを求めて、多くの皆さん安芸太田町、お越しいただける環境にもなるんではないかな という気も実はいたしております。また、そうは言いながらも、河川環境の変わってきている状況も、や はり改善できるところは改善をしていく。それこそ、河川環境が良好なところについてですね、我々も勉 強させていただきながら、より、この今の太田川が清流だと言われているあるいは、清流により近づいて いくような、取組というのはしていかなければならないと思います。多くの皆さんがですね、これも議会 でお話をさせていただきました。もっともっときれいだったと。あるいはアユも本当にたくさんとれてい て、それこそ、解禁日にはですね太田川の両岸に、ずらっとこう、釣り人が並ぶような、そういう環境だ ったんだと、いうことをお聞きしますが、やっぱりそういう状況になることをですね、我々も目指して、 それこそ、水を資源ととらえたまちづくりの一環としてですね、そういうことを目指しながら、取り組ん でいくということが重要だと思いますし、そうなればそれがまた逆に町民の皆さんの誇りになって、さら に故郷に対する愛着も湧いてくる。好循環が生み出されるのではないかというふうに思っております。ち ょっとこれも余談ですが、うちの子どもも、初めて釣堀で魚釣りというのを経験させていただいて、また こういう魚が、川にいるんだということを改めて理解をすると。川魚というのを、これまで御縁がなかっ たし、魚というとどちらかというと、スーパーで刺身売ってるものというのがあったと思うんでですね、 そうじゃないんだとより身近なところに、そういうものがあって、それこそ、昔の人というと本当言い方 が悪いんですが、釣りをして、それを持って帰って調理するのは当たり前だという環境があったと思いま す。あるいは、本町職員もですね、アユを獲るのに、タテに入札をして、そういう取組をしてたと聞いて おりますけれども、今、本町の小学生でもそういうタテをやるような、あるいはタテを経験する機会がな かったんじゃないかなと思うんですね。ぜひ、ちょっと来週また実はそういうタテを入れるので、うちの 子どももちょっと誘ってもらってですね、網からというか、網からの魚をとる体験もさせてもらおうと思 ってるんですが、そういうことを改めて、そのうちに限らず、本町小学生だったら当たり前に経験すると いうことも、それが結果として、釣りをしたいという組合員の増加にもなっていく、それがまた、町外に も波及していくんじゃないかなと思います。割と、そういった意味ではまだまだ身近で、できること、太 田川の再生といいますか、漁業がもっと盛んになることも、あるなというのをちょっと改めて感じたとこ ろでございますが、ぜひそういった取組も、漁協さんとも連携をしながら進めさせていただきたいと思い ますし、太田川の再生についても、これらの例えば県の研究機関などとも連携をしながらですね、大きな ことを、いきなりは出来ませんが、できることから一つ一つ、重ねていくことで、太田川の再生につなげ ていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

私も今のタテ網の話で今思い出したんですが、昔もっとタテ網で、取れていた時代でありますが、今で言えば場所は、かけ橋の駐車場の沖、旭橋の下流側、あっこの淵で、タテ網漁と田舎バイキングと題して、ツアーを募ったわけですね。そうしたら、田舎バイキング、早い話が、キュウリなますみたいなもんです。そしたらものすごい盛況だったということを記憶しておるんですが、話変わりますけども、先般ある方と話をするのに、今の太田川のアユは、子孫のDNAを守るためと言いつつも、一方では魚を大きくしなければいけないということで、鹿児島のアユのDNAが入ってるんですね。そうすると、海産系のアユとい

うことになるんです。従来、琵琶湖から、持ってきて放流していたああいうとは全く違う性質のアユが、 今、太田川で泳いどるわけで。それを、代々、卵を絞っては付加して中間育成をして、それぞれの漁協が、 中間育成をして放流しておる。そうすると、先ほどです、海産系のアユなんですね、海産系のアユという のは、琵琶湖産のアユとは違って、追う時期が、全く違ってくるんですよ。はっきり言いますと、琵琶湖 産のアユは狭いところで、陸封型、狭いところで育っておりますんで、もうその解禁当初から、追う気た っぷり、要するに自分の縄張を守る意識はものすごく高い。海産系のアユは大陸型、性格といいますか、 のんびりしとるんで、追う時期が、7月後半から8月にならんと本格的には、追い払い行動が出ない。で、 こちらで、昔からの感覚で言うとは 6 月に追わない魚は駄目というのが、そういう感覚になるわけです ね。しかし全国あちこちの川を渡り歩いとる人は、そういう方よく御存じなわけです。今年見入ヶ崎のグ ラウンドを中心にしてメーカーの島野さんが全国大会の予選をされました。従来でしたら 100 人ぐらい 集まるところが、今回は 50 人少々ということだったんですが、それでも、各地から、その予選を突破し ようということで選手が集まってきておられて、釣れない時期だろうと思われるのに、結構な、釣果を挙 げておられましたね。そういう意味では、そういう、全国の状況をよく知っておられる釣り師の人を招い たりして、今のアユはこうですよ、釣り方もこうですよ、とかですね。そういう講習会等を開いて、今の 状況に、今の鮎に合った釣り方というふうなことをですね、あわせて、過疎の河川環境の状況について も、学べば、もっとその遊漁者の人も、増えてくるんじゃないか。あるいは、違った、その常識がそこで 変わってくるんではないかなというふうに思いますんで、これも機会がありましたら、産業観光課長に申 し上げておきますが是非、そういう取組を進めていただければというふうに思います。答弁結構でござい ます。

最後、六つ目の項目でございますが、地域商社の役割の強化についてでございます。地域商社は、安芸太田町及び周辺地域の産業の活性化により、地域振興の推進を目的とすると定款にあります。事業については、1番目のうち、地域の文化及び景観資源価値の向上と地域のブランディングほか、12の事業を行うとあります。事業持続化のまちづくりのために、12の事業を着実に実行していただきたいと思います。住民の皆さんの地域商社に寄せる期待もあります。その一方で、皆さんが見ると、以前も指摘をしましたように、顔が見えにくいということも感想としてございます。私は要因といいますか、原因についてはよくわかりませんが、組織的になにがしからの課題があるんではないかなというふうに思いますが、地域から見える、これからの活動計画を示していただきたいというふうに思います。見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて地域商社についての御質問いただきました。これも何度か議会でも同様の御指摘をいただいております。地域商社についてはですね、顔が見えないといったことあるいは実績ですとか、あるいは取組について見えないといったそういった様々な御指摘をいただいております。そういったことについてですね、その都度お話をさせていただいておりますのは、地域商社も、発足から数年たっているわけでございますがやはり、その間ですね地域商社の果たす役割について、ちょっと、言い過ぎかもしれませんがある意味、その役割については迷走してた部分がやはり、あったんだというふうに私自身は思ってるところでございます。設立当初は、主に産品開発あるいは販売促進、そういった役割が主なものだったと思いますけれども、観光協会の解散に伴いまして、観光事業をどうするのかと、いった点について、不明確な部分がありつつ、そうは言いながらも、民泊の事務局は、地域商社が受入れて、受けてやっていきまし

ょうよというお話があった。あるいは一時期はですね、いこいの村の運営も指定管理を受けるなどといっ たこともございましてですね、そういった意味で、商社の役割というのが少し不明確な部分があったので はないかと。ただ、それはですね必ずしも商社に問題があったというよりはやはり、そうした役割を改め て担わせていた、役所の側のほうに、やはりより大きな責任があったというふうに私自身は、感じてると ころでございます。だからこそですね、そうした状況を踏まえて、私なりに商社の役割というのを改めて 明確にさせていただくと。これから観光振興と、それから、今までやってきた物販、促進、この二つをし っかりと、商社の役割だということを明示をさせていただき、かつ、人員増も含めてですね、体制の強化 をさせていただいて、改めて町の活性化を目指す、実行部隊として、再スタートをさせていただいたつも りでございます。結果として、昨年は観光DMOを、資格を取得した、という認定を取得をさせていただ きました。現状、道の駅への訪問客も増え始めておりまして、また、今後の計画という意味では、ヘルス ツーリズム推進協議会の事務局を今のこの地域商社がしておりますけれども、改めて、このヘルスツーリ ズム推進協議会の再起動させていただいておりまして、この協議会での議論を中心にですね、町内の事業 者との連携を深めさせていただきながら、稼ぐ観光事業を企画したり、あるいは商品開発も進めさせてい ただいているところでございます。結果としてですね、コロナ禍という今も厳しい状況でございますが、 今年度の売上げはですね、昨年度の比較で 146%と約 1.5 倍、という好調維持させていただいておりま す。また、民間の経験者も含めてですね、事務局の職員の体制も、少しずつ整ってきているのではないか なというふうに思っているところでございまして、より一層、商社の取組について、町民への皆さんへの 活動の周知なども進めながら、今後はですね、しっかり実績を、積み重ねながら、改めて町全体でですね、 観光振興による恩恵を受ける、あるいは産品開発の恩恵を受ける、そういう体制をつくっていきたいなと いうふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

地域商社を巡ってはこれも以前言ったかもわからないんですが、マスコミから問合せがあって、慌てて、イベントの中身を確認すると、いうふうなことがあったと。それを、結局振り返ってみると、誰も担当する者がいなかったという話なんですよね。それでは本当に住民が期待をしとる地域商社の活動というのがですね、スタッフ一人一人は、すごく優れた人が、おられると思うんですね。その力を合わせたら、すごいパフォーマンスができるんじゃないかと思うんですが、質問しましたように、住民から見れば、その顔がやっぱり見えにくいゆうな、接点が少ないんだと思うんですよね。できるだけやっぱり接点を設けて、そして、まちづくりの基本というのはですね、やっぱり住民一人一人が主体を持って動いていくいうのがまちづくりの基本だと思うんです。そのことも踏まえて、全て請け合うという形ではなくて、住民の皆さんに、少しずつアドバイスをしてあげて、動きやすい、こうされてみてはいかがですかというふうなアドバイスをしてもらえる。それができる能力を持った人がいっぱいあそこにおるんだと思うんですよね。そういう活動をですね、続けて、今こそ続けていただければ、非常にいいまちづくりが私は出来ていくというふうに思いますんで、より今一層の、努力をしていただきますことも、これはお願いいうのは変なんですけども、お願いして、私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で、末田健治議員の質問を終わります。しばらく休憩いたします。換気をお願いします。

休憩 午後2:28分 再開 午後2:35分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、会議を続けます。はい、7番、影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

皆さんお疲れさまです。私はこのたび、一問一答方式にて、学校給食についてお尋ねしようと考えております。質問の趣旨といたしまして、令和5年度4月より、加計学校共同調、失礼しました加計共同調理場において、一部業務を民間事業者に委託する方針を示されたことについて、まずは順次お尋ねしていきます。皆さんは、学校給食について、どのようにお考えでしょうか。単に子どものお昼御飯、そういった認識を持たれている方も一定数おられるかと思います。しかしですね、学校給食は食育の要であり、昨今、食に対する関心の高まりもあり、学校給食の、意味、意義、またですね学校給食法、七つの目標にも掲げられているとおり、学校給食は生きた教材であります。

そのことを踏まえてですね、1 問目に、質問いたします。先ほども申しましたが、令和 5 年度 4 月より加計共同調理場において、一部業務を民間事業者に委託する方針が示されたことについて、まず一つ目として、行政財政改革の観点から、調理場についての現状と今後の方針についてお尋ねいたします。他市町の事例を見たときにですね、民間事業者への委託理由として、行政改革、財政改革の一環と上げられている例が圧倒的多数であります。本町においては、そのような趣旨の説明がなかったと思うのですが、行政改革の観点からですね、調理場運営についての現状をどのようにとらえられておるか、お聞きをいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。学校給食共同調理場の民間事業の御質問でございます。まず行政財政改革の観点からというところでございますが、令和3年1月に定めました安芸太田町定員管理計画において、これまで、引き続き、技能労務職員の退職の不補充、民間活力導入、導入による、直営業務縮小の方針が示されているところでございます。この方針につきましては、もともと国全体として定めております内容と承知しているところでございまして、町としましても、その趣旨にしたがって、従前より、県と対応を続けてきたところでございます。また、国におきましては、交付税の基準財政需要額の算定基礎となる経費区分が、給食調理におきまして、人件費から委託料等に見直しにされたところでございまして、行政財産、改革の観点からもですね、現状の直営から民間委託を基本として、これまで検討を行ってきたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、ということです。今後ですね、町内の共同調理場についても同様の流れになっていくのでしょうか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。他の調理場のことでついてでございますが、現状、学校給食の共同調理場におきましては、加計と筒質の2共同調理場の運営、また、教育委員会所管としましては、認定こども園とごうちの自園給食の対応をしているところでございます。今回のことでございますが、給食の共同調理場の運営委員会等にも、お諮りをしているところでございますが、基本的には、民間委託を基本とした方針というものは避けられないものと、いうふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、御答弁いただきました。でもそういったたぐいのことの住民への説明はないですし、まず、最もお伝えしなければならない、現在の調理場で従事されている方々への説明もないと聞いております。まずですね、正規職員を採用せず、会計年度任用職員しか採用をしてきていない現状の理由をですね、説明され、加計調理場の民間委託を検討している旨、こちらを、相談や連絡があってしかるべきだと思いますが、加計、筒賀ともに、調理上の全調理員さんに関わる大きな問題ではないでしょうか。将来的に正規職員を目指して、今なお頑張っておられる方もいらっしゃいます。子どもたちのため、夏は暑くですね。冬は冷たい水仕事。苛酷な条件下で、誇りを持って励まれております。現時点で、調理員さん方にどのような説明がなされているのか、お伺いいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。現時点での調理員等の説明についてでございますけど、正規の職員につきましては、現状、面談等において、これまでの経緯の説明は、若干行っているところでございまして、今後、民間委託等の検討というところは、話しているところでございますが、会計年度任用職員につきまして、個別でそういう説明を現状行っていないところでございます。今後において、議会の御理解をいただき、民間委託の方針を定めましたところによりますと、今後において、説明を順次行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

正規職員には説明なされたと。会計人年度任用職員については、個別に説明はされてないと申されましたが、全く説明を、されてないと。理解してよろしいでしょうか。そちら、お尋ねいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

現状においては、説明をしていないところでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

承知いたしました。学校給食の調理員という特殊な職場環境においてはですね、技術、熟練、また、それを継承していくことが大変重要なこととされております。本来、技術、特別職などとして扱うべきではないかと私は考えております。

次にですね、2番目として、民間事業者に委託するとした際の課題について、お尋ねをいたしたいと思います。大小、様々問題は出てくるとは思うんですけれども、とりわけ、私が危惧しておるのは、栄養教諭と調理現場の関係性や、緊急時の対応、それと、現調理員さんたちの雇用について、こちらを懸念いたしております。まずですね、栄養教諭と調理現場の関係性についてお伺いいたしたいのですが、このたび示されておる学校給食共同調理場運営基本方針では、献立作成と決定、これらは文科省の通知において、委託化の対象とはしないこととされており、栄養教諭が配置され、これまで同様の対応が可能とありますが、果たして、本当にこれまでどおりの対応ができるのでしょうか。民間委託の場合ですね。栄養教諭と調理現場の関係性は、これ大きく変わると予想されます。と申しますのも、委託事業者の労働者を守る観点から、法律でも幾つかの制約が課せられております。その一つにですね、栄養教諭は、委託業者の責任に対して、責任者に対して、献立や、指示書でもって、書面で指示をいたし、打合せを行ったら、あとは現場に任せることとなり、原則として、栄養教諭は調理の現場に入ることが出来ません。このことは、現場の業務に大きく支障をきたし、本来、栄養教諭と調理員が協力し、一体となって給食をつくっていくという大切な関係に致命的な悪影響を及ぼすこととなり、これは、長きにわたり問題、課題となるそういったことが予想出来ますが、どのようにお考えか、お聞きしたいといたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいまありました、委託化したときの、課題というところでございます。民間委託した際の課題につきましては、場長でありますとか、栄養教諭と町職員が調理に携わる職員へ直接指導を行えない、これは雇用の関係で、そういうところが発生していることところでございますけど、そういうことが考えられるところでございます。ただし、今後、委託業者選定におきまして、契約時に、十分な検討、また業者と協議を行うことによりまして、常に情報共有をできる体制づくりを行い、献立を作成します栄養教諭等が、例えば日々味見をして、その数量等の確認をして、指示を適切な指示を行うというところができるような体制づくりを今後業者と協議をいたしまして、契約等の条項に含めるなどしまして、対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

それは、今おっしゃられた答弁はですね、書面や打合せの範疇であって、連携を図るっていうのはもちろんでございます。しかしですね、その現場に入れないということが、とても連携をとるのに、不十分ではないかと申しております。これではね、これまでどおりに学校給食の運営が図れるとは到底思えません。現場に入れない栄養教諭、そしてですね、直接的に指示を仰げない現場の調理員さんたち、栄養教諭と、現場の調理員の関係性が大きく損なわれると思います。調理現場においては、緊急的かつ臨機応変、そういった対応が多々起こる、そのように考えるわけですが、そういった事態が起こったときですね、十分ではないこの連携体制でどのように対処をしていかれるのか。現時点でのお考えをお伺いいたします。〇中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。調理業務を委託するというところでございますが、基本的に、調理場の運営全体につきましては、 町の責任において行うものでございますので、当然、今考える、例えば異物購入でありますとか、アレル ギー対応でありますとか、早急に対応しないといけないという事項についてはですね、当然、直接に町の ほうが関わって、指示、指導をしながら行っていく必要があるというふうに考えているところでございま す。危機管理においてはですね、当然に、事前にそのことも含めて、業者のほうとも、十分意見調整を行 ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

危機管理はもちろん町の範疇で行っていただかなければいけないと思います。私が申し上げた、ちょっと伝え方が悪かったです、緊急的かつ臨機応変というのは、やっぱり調理の過程で、いろいろお料理された方いらっしゃるかどうかわからないんですけれども、やっぱりこれはどういうふうに切ろうとか、どういうふうに煮たらいいんだろうとか、そういった細かいところなんですけども、やっぱりそれを、栄養教諭の思いどおりにやっぱり給食がつくっていけないとこ、というところに、危機感を感じるという意味合いでございました。またですねやっぱり1番大切なのがですね、この栄養教諭と調理員の関係をいかに調整していくか、これは要だと感じております。先ほどもずっと申しておりますが、栄養教諭が指示、命令をする、そういった権限がなくなってきます。実際に、本町と同ケースで、業務委託を先んじて行っている自治体では、衛生面、人事面、調理技術、など、意に沿わぬこともあるのが実情で、これらの問題から、人間関係が壊れることが多くあるとある、栄養教諭から提言されております。本町もこのような事態に陥れば、1番に挙げられておる人員不足解消についても、本末転倒ではないかと思うのですが、この点についてお伺いいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、ただいま御質問いただきました技術、人員面等の関係、人間関係というところでございます。基本的には、この業者選定に当たりましては、学校給食において、複数の学校給食の経験があるというものを選定するような考え方でおります。ということでありますので基本的には、衛生面でありますとか、調理面でありますとか、いうところのいろんなノウハウと、逆に、町以上、衛生的な対応がきちんとした対応が図れるという業者を選定をしてまいりたいというところでありますので、そういう面では、解消可能だというところで考えております。人員不足等につきましてもですね、やはり多くの人員を抱えている現状を抱えているという業者でございますと、いろんな都合がつきやすいというところもありますので、そういう面を含めまして、考えているところでございます。当然、調理員とですね、いろんな現場の関係、いうことは、今質問にもありましたように、十分留意しながら対応していかないといけないというところを肝に銘じながら、業者の選定、または契約に、して行っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

事業者が入れば、人員補填が、代替職員が確保、そういった面ではしやすくなるっていう御答弁でしたが、それに関してはですね、また調理員さんの出退勤などに関しては、業務委託業務業者の管轄になるかと思うんです。学校が管理できるものではございません。やっぱり町内の方でない、ない方など、子どもたちが初めて見る顔、なじみでない大人が、学校施設に立ち入るっていったことは、新たな問題が発生しないかといったことを危惧懸念をいたします。ですね、次に、人員についてちょっとお尋ねするのですが、県調理員さんたちの雇用はどうなるのかをお尋ねいたしたいと思います。民間事業者へ業務が移行される際ですね、今まで、これまで従事されていた職員の転職を期待して、事業計画を練られていることが、うかがえるんですけれども、転職の際、雇用体系は、これまでどおり維持をされるのでしょうか。公共と民間では、労働条件、処遇、身分証明などで違いが生じるかと思います。具体的には、年次休暇や特別休暇、期末手当、また給料面などにおいて、会計年度任用職員同様に担保されるのでしょうか、こちらをお尋ねいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。今後の委託後の調理員の雇用条件というところでございます。基本的には、現在、加計共同調理場で、雇用町のほうでしております調理員を引き続き雇用を業者に、基本的にはお願いするというところで、お願いをしたい、契約等を行っていきたいというふうに考えているところでございますが、これは基本的には業者のほうの、雇用における考え方でありますので、全てを立入りということは出来ないと考えております。ただ、雇用条件につきましては、現在町が行っている会計年度任用職員の、雇用条件に準じたような条件というものを、基本的には金額ありきでなくてですね、プロポーザル等の方式によって提案方式で業者の選定をしてまいりたいと、いうことを考えているところでございますので、この点については一定程度の担保がとれるのではないか。いうふうに考えているところでございます。また年次休暇等につきましては、現状もですね、会計年度任用職員におきましては、労基法に基づいた年次有給休暇の付与をしておりますので、これについては、基本的に労基法を守る業者を選定してまいりますので、これ以上に変わるということはないと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。それでおいてでもですね、転職される、御自身、転職の際、待遇などがですね、現状おられる職員さん方と、折り合わない場合ですね。退職を余儀なくされる、あるいは選択されるということも可能性としては大いにあると思うのですが、残られる方が少ない、もしくは、全員退職、こういった最悪の事態は想定しておられるかどうかをお伺いいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

引き続きの雇用につきましては、基本的には労働者の権利でございますので、こちらのほうで強制することが出来ないと考えているところでございますが、一定程度残ってもらえるのかなというような、甘い考えととられるかもしれませんが、それを思ってるところでございます。ただ、既に、今年度いっぱい、

こちらのほうが、今町がやっているところで、何とか協力してほしいと無理にお願いしている、調理員さんもおられますので、そういう方は、今年度、機会にですね、辞められる、調理員も数名おられるのではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。一定程度は残ってもらえるかなという期待感をもとに進められるということですけども、現場で働く調理員さんたちの声を、もっとね、聞いてあげてもらえたらと思います。この声を聞かずしてですね、民間事業者と調整を図ったところで、その後、安定的雇用には、つながっていくのかっていうところも、疑問が残るところです。そしてですね、単に人員確保が出来たとしてですね。事業者が連れてこられた人員で人員が確保出来たとして、町の従来からおられる職員さんが、大多数、いなくなられたとき、どうやって、食文化として、地域の伝統食、独自の調理法、あるいは継承などを行っていくのか、またこれも新たな課題を懸念するところであります。

続きまして、三題目の3問目のですね、民間事業者との契約についてお尋ねしていきたいのですが、先ほどのお話の流れで、プロポーザル方式によって事業者を選定していくということでありますが、ちょっと確認なんですけれどもこれは、指名型ではなく、公募型ととらえて間違いないでしょうか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、お尋ねのとおり、公募型の提案方式のプロポーザルで行っていきたいというふうに考えていると ころでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

承知をいたしました。ではですね、一般的に行われているプロポーザル方式の仕組みを、私の理解でというか簡単に言いますと、事業者からの提案内容や、提案価格などを総合的に勘案し、優先交渉、失礼しました。優先交渉権者を選定する。もう一度言います。はい、事業者からの提案内容や提案価格などを総合的に勘案し、優先交渉権者を選定する。選定後ですね、契約交渉に入っていく。こういった流れになるかと思うのですが、一般入札や競争入札においても、総合評価落札方式というものが、ありますが、これらは、入札金額や提案内容が、変更不可、これに対し、プロポーザル方式の入札については、契約内容の契約内容や、提案金額、そういったものが、協議、交渉が可能であるというふうに認識しておるのですが、この選定基準として、提出されておる提案書、これは、評価に影響するものであって、これが協議交渉によって覆され、提案書どおりの契約が行えないことを危惧いたしております。学校給食の根幹である、安全性の確保や、衛生管理、本町の進める地産地消、食育の推進、雇用の条件など、これらが網羅されたすばらしい企画が提案されたとしても、これを契約書に落とし込めなければ、これ全く意味をなさない、そのように感じるのですが、御所見をお伺いいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。お尋ねのとおり、プロポーザル方式というものは、随意契約でございますので、基本的には優先 交渉権のある業者と協議をして契約していくと。いうものでございますが、その契約に至る内容につきま しては当然提案をされた方式を基本として、契約を行うというものでございます。ですので、基本的には その提案された方式を変更することなく契約をするというところでございまして、その中で、例えば町に よって、トップの優先交渉を権を得た業者においても、当然中においては、こちらの意向に沿わない部分 があるかもしれませんので、そういう部分において変更をかけるということは、今後若干あるかもしれな いというふうに考えているところで、

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、ではその契約までの交渉が不調の場合ですね。次点の相手と交渉できるんでしょうが、仮にそれが続いた場合ですね。納得、仮にですよ、仮にそれが続いた場合、納得いく契約ができる事業者があらわれるまで、粘り強く公募をするのか、それとも、町が、町が、妥協した形の契約を進めていくのか。現時点ではどちらでお考えでしょうか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

現時点におきまして、現在、まだその公募等も行っておりませんし、提案を受けておりませんので、基本的な提案が出てから検討させてもらうというところでございますが、基本的に、優先交渉権を得た者、また次点の者とですね、契約不調になれば、察急に次の業者を選ばないといけないというところがあるというふうには考えておりますが、当然、スケジュールがございますので、当然スケジュール感を持ってですね、個々に判断しながら、提案を受けた後に考えていきたいと考えております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、大体の流れ的なものは理解しました。この契約の内容によってですね、子どもたちに提供する給食の安全性はもちろん、質ももちろん、調理員の雇用条件など、どれをとっても大きく作用してきます。プロポーザル方式の業者選定を行うからといって、これ、一概に安心材料ではないなあという感じが見受けられます。いずれにしてもですね、全国的に進められている学校給食調理業務の民間委託は、今までの給食と変わらない、これをうたい文句に実施されている傾向があり、本町も同様かと思います。しかしですね、子どもたちの安心安全な給食、調理員さんたちが誇りを持って働ける職場環境づくりのため、様々な視点から、正しい評価と判断をしなければならないと考えます。

続きましてですね、ここまでは借り人、民間委託になったとしたらの、質問してきたんですけども、そもそもこういう事態に陥ってしまったまあ続いて、4番の調理員の慢性的な人手不足について、お尋ねします。教育委員会は、まず何が原因で、この慢性的な人手不足に陥っているとお考えでしょうか。また、改善の工夫、これはどういったことをなされたのでしょうか、こちらをお聞きいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、調理員の人手不足というところでございます。調理員は、現在も募集を行っているところでございますが、現状、人手不足は、全てが解消したというところには至っていないところでございます。理由は、様々あると思いますが、一つは、町全体の過疎化等によるマンパワーの不足も大きな要因の一つではないかというふうに考えております。町といたしまして、これらの対策といたしましては、現状、職員等に、町の職員等におきましてもですね、いろんな、個別で当たっていただくというところが1番大きな状況でございます。無料職業紹介とかそういうとこも通じているところでございますけど、基本的には調理員同士の話であるとか、私ども含めた町の職員が直接雇用可能であるという方に声をかけて当たっているというのが現在の対応でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。答弁の中にですねマンパワーの不足であると思うという御答弁でしたが、私も、人手不足についてを問うとるわけで、ちょっと、わかりにくい御答弁だったと思います。様々要因はあると思います。そしてですね、様々問題が生じている。そういった声もですね、多く届いているのが現状です。特にですね、やはり人間関係トラブル、あとは、正規職員と会計年度任用職員の待遇処遇の違い、これらが、人手不足に直結している問題であると言えます。直営方式においても、この問題、これがコントロール出来ていないように見受けるのですが、民間委託となることで、さらに、コントロールしづらくなってですね。何度も申すようですが、さらなる人員不足を引き起こさないか、危惧しております。民間委託にすることとなっても、従事されるこ方は、主に町内の方が多くなるのでしょう。多くなるのではないでしょうか。こういったところ、どのようにお考えか、お聞かせください。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいま、人員不足の中に、人間関係のトラブルとか、いろんな考え方の違いというものがあるというところの御指摘を伺ったところでございます。基本的な個別の対応につきましては、調理場でありますので、場長、また、直属の上司であります課長等がですね、個別の面談を行いながら、そういうトラブルの解決に当たっているところでございます。なかなか、思ったようなところが対応出来ないというところもございますが、人それぞれ考え方もございますので、そこに立入りながら、いろんなところでお話をさしているところでございます。そういうことを含めまして、民間委託になった場合にですね、同様に、町内の方が多い中でどういうふうな対応ができるかというようなところでございます。町といたしましては、できれば引き続き町民の方を中心にですね、雇用の促進を図っていただきたい、いうふうに考えてるとこでございます。ただ、町内だけで、当然、人手を求められないこともありますので、広く、町離れたところからもですね、雇用の促進も図っていただきながら、対応を図っていただきたいと考えているところでございます。当然、委託業者のほうにも、注文いたしまして、人員管理でありますとかですね、そういうところにおきましては当然、受託される業者において責任を持って、雇用に当たって責任を果たしていただくと。人間関係のトラブルというものがあれば、それも責任持って解決していただくというところは、業者の基本としてですね、対応していただきたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

個別の案件については、人間関係について、立ち入るのも非常に難しいことかなとは思うのですけれども、やはりですね、小さいうちに対処しておく必要性っていうのも、すごく現場の方に聞いた話では、やっぱり感じました。

次にですね、5番目の共同調理場運営委員会についてお尋ねするのですが、安芸太田町学校共同調理場条例の第11条に定められている安芸太田町学校給食共同調理場運営委員会では、教育、学校医代表、小中学校校長代表、PTA代表、養護教諭、学校給食会代表、組織するとありますが、ここに、栄養教諭と、調理員が含まれていない理由をお聞かせ願います。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。この委員の中に、栄養教諭と調理員が含まれてないという御質問でございますが、基本的には、 栄養教諭等につきましては、運営委員会の中、教育委員会側の事務局が、共同調理場を運営する場に当た りますので、この委員には入っていないもので、

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

お答えいただいたのですが、調理**員**が含まれていない理由はお答えいただかなかったので、次に移りますね。学校給食を実際につくるのは、栄養教諭は、運営側とおっしゃいましたが、栄養教諭と調理員の皆さんです。現場で、学校給食に携わっておられる方々だからこそ、重要な意見や、先ほど申しましたトラブル、タイムリーな情報を上げてもらうことができるのではないでしょうか。現場には決まったことしかおりてこないと、よく耳にしますが、実施作業にも、当たられる方々との連携と、非常に大切だと考えます。組織の構成員に、教諭と栄養教諭は、ごめんなさい、調理員が加わる必要性を感じますが、これについていかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。調理員につきましても、基本的には、共同調印場を運営する側、その中で調理を専門とする職種というところで位置づけてございますので、この運営委員会へ参画するということはまた別問題でございますので、この中には入らないと考えているものでございますけど、当然調理場の運営に当たって、調理員の意見はですね、様々なところで意見を聴取しながら、今後においての検討も含めて考えてまいりたいというふうに考えているところです。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。意見を聴取する場をもっと持っていただかなければいけないと思うのですが、加えて、現場に知らされてないことが多過ぎると聞きます。このことはですね、不信感にもつながり、安心して、気持ちよく働ける職場環境にない状況であると聞きます。人員不足は、こういったところからも生じているのだと思います。察急に現場との連携強化に取り組んでいただきたいと申しまして、次の6番、住民、利用する

子どもや保護者の意見聴取する場についてお尋ねいたします。これもまたほかの市町なんですけども、アンケートを実施されたり、パブリックコメントを募ってから、民営化、民間委託、これらを検討するケースもあると聞き及んでおります。本町では、今の流れでいうと、何の前触れもなく、唐突に、民間委託になりました。このようにお知らせをするおつもりでしょうか。保護者の意見などを徴収する場は設けられないのでしょうか、お尋ねいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。民間委託そのものにつきましては、この調理場に限らず、町のいろんなところで民間委託を検討するというのは、いろんなところから情報発信しているものでございますが、この調理場、来年4月からという移行については、現状、保護者等についてはですね、まだ周知をしてないところでございます。ただし、運営委員会において、PTAの代表につきましては、参画をいただいているものでございます。なお、今回周知をしなかった理由の一つとしましては、今回は給食の献立はですね、給食内容そのもの、給食の在り方そのものを変更するのではなくて、現状、調理、運搬業務等のみをですね、委託すると、給食の本質については変わらないというところでございますので、特段に意見を聞くことは行っていないものでございます。また、給食の内容などにつきましては、これまでも、学校などを通じて、直接、子どもや保護者にアンケートをとるなどの対応も図っておりますので、意見は、設定をさせていただいているところでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。そのアンケートは、直接事業委託をするといった内容ではなく、給食そのものに対してのアンケートということで理解してよろしいですかね。はい、利用する、子どもの意見というのは、徴収するのは非常に難しいと思うんですけども、保護者には、やはり、その決まったことを唐突に突きつけられる、というのは、これも同様不信感にもつながることだと思います。早い段階でのお知らせなり、本来であれば、相談、という提案という形でやられるべきではないでしょうか。

次の質問にもつながるのですが、7番の調理場体制の在り方は、中長期的な考えやビジョンに基づき、慎重に検討されるべきではないか。このように思うわけですが、学校給食について、調理場体制について、中長期的な考えを、住民や議会と十分に時間をかけ、議論を尽くし、これを決定していくスタンスが必要だと感じます。その上でですね、このたびの加計調理場についても決定なされるべきではないでしょうか。一度、民間委託化となったものを再び公共に戻すという作業はかなり困難だと考えます。大切にされてきた技や熟練が途絶えてしまい、それを受け継ぐことも出来なくなってしまいます。先ほどからおっしゃられてる運営委員会、これにおいても、2回のみの開催とお聞きしております。余りに拙速な判断だと感じますが、これについていかがお考えでしょうか。またですね、こういう流れを想定しておりながら、せっぱ詰まった今の状況になってから議会に、なるまで、議会にも説明がない理由、なぜもう少し早い段階で提案なされないのかをお聞きいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。民間活力の導入につきましては、これまで公共施設全体においてですね、検討、実施されておりまして、今回お示した内容については、調理業務の民間委託、先ほどから申しましたように特化した短期的な方針を示したものでございます。その上で、中長期的な施設運営の在り方につきましては、今回の運営委員会の基本方針においても、現在考えられる今後の体制等についてですね、調理場の方式を列記させていただき、今後の中長期の検討を含めまして、今後の検討課題、さしていただいたところでございます。その上で、今回、6月にですね、議会のほうに情報提供させていただきました、加計共同調理場の民間委託につきまして、拙速だという御意見につきまして、情報提供、遅れた件についてはですね、率直におわびを申し上げるものでございますが、その上でですね、今後の現状のところというところで、含めまして、早急に、来年4月からの体制を整える必要がありましたので、運営委員会を開催させていただきまして、短期的な方針において、おおむねの了承をいただき、議会へですね、説明をさせていただきながら、来年以降のですね、予算案でお示ししたいというふうに債務負担等を起こしているところでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

調理業務、のみを業務委託という御答弁だったんですけども、ここで、栄養教諭と現場が、連携がとれないとか、はい、様々な、懸念される案件があるわけですけれども、こういったことを、もう少し、吟味して進めていくべきではないかという趣旨の質問でした。今、進めておられる流れっていうのはですね、例えば、そのゴールを共有せずままして、スタートを切ったっていうような感覚ではないかなあと思います。ヨーイドンの掛け声で、一斉に、ばらばらの方向へ走り出しますが、走り出したものを回収するっていうのはまた難しいことかなと思います。ゴールはあそこですよと、明確にして、それをまた共有して、その上で、ルールの説明をし、初めてスタートを切れるのではないでしょうか。これでやっとですね、みんなが同じ方向に走り出す。そのように思うのですが、ですから、まず先に、中長期的なビジョンがあり、その流れで、ここの部分について考えていく、やはり進め方として順序が逆ではないかと感じるのですが、これについては、もう御答弁結構です。

続いてですね、2 題目のですね、安芸太田町らしい学校給食の在り方について、お尋ねいたします。本町の学校給食が目指す教育とは何であるか、これについてどうお考えか、お尋ねいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。本町の学校給食を目指す教育とはというところでございますが、安芸太田町教育 21、もみじプランにおきまして、食育の推進を掲げているところでございます。その基本方針において、食育健康教育の充実として、食育推進、地場産物の活用、学校における食育健康教育研修会の継続実施を挙げているところでございます。また、このもみじプランに基づきまして、各学校においては、食育推進基本計画をつくりまして、学校に対する指導、学級活動や、給食の時間、教科と関連した内容をそれぞれ示しておりまして、取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。指針を、すばらしい指針を掲げられていると思います。続いてですね2番目のですね、学校給

食、運営ですと書いてありますが、の在り方についても、教育大綱に指針が盛り込まれるべきではないかと考えます。というのもですね、給食は生きた教材であり、教育の一環であると位置づけられております。であるならば、学校給食の意味、意義。先ほど申されたように、本町の学校給食が目指す教育について、本町らしい教育の在り方懇話会で、この給食についても、じっくりと議論され、教育大綱に、本町の食育とは、本町らしい学校給食とは、こういったことが盛り込まれた上、それに沿った学校給食、学校給食運営の指針、また方向性を定めるべきではないかと考えますが、この点について、町長いかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。学校給食運営の在り方について、るる、いろいろ御指摘、いただいたところでございます。その 上で、教育大綱に指針を盛り込むべきではないかという御提案をいただきました。私も今、話を聞きなが らですね、改めて学校給食運営の在り方、とりわけ今回は、加計調理場の件について、短期的な点からで すね、御提案をさせていただいて、対応させていただいているところでございます。もろもろ様々な事情 がある中で、早急に対応しなければならないという点、あるいは、あくまでもその運営についてというこ とでですね、早期に対応させていただいてるわけでございますが、だからこそ、中長期的なこの学校給食 運営の在り方については、やはりしっかりと、今後のことを議論していかなければならないと、私も感じ ております。とりわけ、本町の場合はですね、子どもの数がこれからどうなるか、一般的にやはりこれか らどんどん減っていく中で、どう給食の体制を維持するかというのは大きな議論になると思いますし、ま た給食に限らず、例えば町内では、高齢者への弁当の手配をさせていただいたり、あるいは給食というわ けじゃないです。病院の食事提供というのもやはりこれから大きな実は課題になってくると思っており ますので、そういった、類似というと、類似と言って、まとめてしまっていいのかどうかというのはあり ますけれども、そういったことも含めて、今後、そういった食事の提供ということですね。さらに、町過 疎化が進むようなことになれば、そういったことも、あわせて、議論していく、場合によっては統合、合 理化、そういったことも、ありうるからこそ、中長期的な問題については考えていく必要があると思って おります。ただですね、今回の大綱の改定、とりわけ懇話会のテーマの中で、今現在、学校給食運営の在 り方そのものを取り上げるということ、私自身もまだ、正直、想定しておりませんでした。考えておりま せんでした。そういった意味ではですね、懇話会の中で、どこまで取り上げるかというのは正直、現時点 では何とも言えないところございますが、ただ、この大綱そのものは、懇話会での議論が終わりではなく てですね、そっからさらに町内でも議論をさせていただく、総合教育会議でも議論するとともに、町民の 皆さんとも当然、協議をしていきたいと思っておりまして、そういった中でまた給食についても取り上げ るべきだというようなお話があればですね、当然そういったことも、議論させていただき、さらには大綱 の中で盛り込むことも、いうのかなあというふうに思ってございます。今は、今のところはその程度しか お話が出来ないんですけれども、ということでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。町長おっしゃられるように、包括的な考えをもとにですね、本町の食について、いろいろ皆さんと議論を深めていくべきではないと、ないかと思います。しかしですね、公共サービスはですね、公的に

行うにしろ、民間に委ねるにしろ、提供する責任は、最終的には町にあると思います。公共サービスはですね、住民の安心、これと信頼を確保するために設けられているものではないでしょうか。今回の調理場、拙速な対応であると私は捉えておりますが、これで進められる公共サービスの民間委託は、安心、信頼の放棄につながりかねません。やはりですね、利用者となる子ども達や、保護者、住民の意見をしっかり聴取する仕組みをつくる必要があると考え、教育大綱で、話し合えばと言った次第です。あとですね、学校給食の民営、民間委託、民間委託化、これが、公教育の民営化の第一歩とならないようにですね、民間活力をどの場面に生かしていくか。こういったことも、熟議の必要があるかと考えます。そしてですね、風力、先ほどもおっしゃられてました、水道事業、これについて、本町のあるべき姿、これをじっくり熟慮なされ、決断なされたように、学校給食においてもですね、どんな学校給食を行いたいか。またそれにどのぐらいの予算を使うのか。こういった安芸太田町オリジナルのですね、議論をして、推進していただきたい、学校給食はですね、時事の鏡でもあると思います。しっかりとですね方向性、在り方を定めていただきたい、このように申し添え、私の一般質問を終わりたいと思います。

○中本正廣議長

以上で、7番影井議員の質問を終わります。3時40分まで休憩といたします。

休憩 午後3:32分 再開 午後3:40分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を行います。はい、6番大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。6番大江です。今日の一般質問最終となります。お疲れのところとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。今日私は、3問、3、三つの事項についてお伺いします。まずマイナンバーカードについて、安芸太田町教育大綱について、黒い雨被害者、被爆者健康手帳申請認定についてです。一問一答方式で質問いたします。

まず、マイナンバーカードについて伺います。マイナンバーカードについての質問事項は四つです。マイナンバーカード普及の目的について、利用における問題について、個人情報が国へ一括集約されることについてどうとらえるか、そして最後マイナポータルの問題についてです。質問に入ります。現在、国を挙げてDX推進が叫ばれています。本町もデジタル町役場を目指しますと宣言されています。DX推進には、マイナンバー制度の確立が絶対条件です。この制度は、マイナンバー、個人番号ですよね、と、マイナンバーカード、マイナポータル、情報提供等記録開示システムから成り立っています。2015年に、マイナンバー制度がスタートし、個人番号が記載された通知カードが送付されました。そのとき個人カード交付、当時や、マイナンバーカードじゃなくて個人カードというふうに言ってたと思うんですが、個人番号カード交付申請の案内文書も入っていましたが、なかなか普及せず、以降、政府はマイナンバーカード普及に全力を挙げています。このたびのマイナポイント第2弾キャンペーンでは、何と1兆8000億円というお金をかけています。そこまでしないとマイナンバーカードが普及しないのは、国民が必要性を欠く、国民だけじゃないんですけど、日本に住む人々が必要性を感じない。あるいはリスクの心配、さらに

は個人情報の国家管理への抵抗もあると考えます。カードの利便性は強調されていますが、リスク、危険性の説明を率先して国や自治体が説明しているとは思います。思えません。

質問に入ります。まずは、マイナンバーカード普及の目的について、官民行政について伺います。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。それではマイナンバーカードの御質問いただいて、まず普及の目的ということで御質問いただきました。マイナンバーカードは、顔写真つきの本人確認書類として、対面での本人確認に使うことができるとともに社会保障や、税といった、マイナンバーを利用する分野では、カードの提示で自らのマイナンバーを証明することが出来ます。民間においてはですね、住宅ローンの契約手続でございますとか、証券口座などの場面において、開設の場面などにおきまして、公的個人認証サービスの活用が進んでおります。今年3月の時点で民間事業者141社がサービスを提供中でございまして、今後様々な分野で利用拡大が見込まれているということでございます。このように国民生活の利便性を向上させ、官民それぞれの業務を効率化して、データを最大限活用していく、そのようなデジタル社会の推進していく上でマイナンバーカードによる電子的な本人確認、こちらが重要な役割を担ってまいります。今後ますます行政手続でありますとか、民間の様々な手続のオンライン化が進められていくことが想定されておりますけれども、マイナンバーカードに掲載された、電子証明書を活用することにより、オンラインでの手続において安全確実な本人確認が確保と可能となりますので、デジタル社会の基盤としてのマイナンバーカードの取得が進められているというところでございます。ここが、カード普及の目的という部分になってございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。今や、この現代社会のパスポートと言われるぐらい、このマイナンバーカードの必要性が高められています。だからこそいろいろ問題とか、心配することが出ています。今言われたように、行政手続のみならず民間で利用することが本当に多くなっています。そのマイナンバー、マイナンバーカードに入っているICチップの空き領域をね、使ってそういうふうに民間企業とかそうですね、が入っているというふうに思いますが、この電子証明管理のためにつけられているシリアル番号、発行番号ですが、マイナンバーとは別にこれがつけられますよね。これをここに個人識別番号のようにして、民間業者が持つ顧客管理番号とひもづけし、個人情報の利用効率化を図るということが、民間活用の大きな目的の一つでもあると思いますが、こうなると、マイナンバーカードは、行政が持つ、住民情報と民間が持つ、例えば金融情報とか、そして医療機関が持つ、医療情報が結びつく、本当にほかにない特別なツールになってくる。それだけに、いろいろ問題もね、大きくなってくるというふうに思っています。

では2番目に入ります。マイナンバーカードで、その続きなんですけど、マイナンバーカード、マイナンバーカード利用における問題点について、伺います。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、二つ目の御質問ということで問題点ということでございますが、交付を担当してる担当課として

課題と感じている部分をちょっと 2 点ばかり申し上げさしていただきたいと思います。まず 1 点目としてですね、マイナンバーカードを手に入れるまでの手間の問題があると思います。マイナンバーカードは本人が申込みをしていただきまして、特別な事情がある場合を除いて、必ず一度は、役場のほうに出向いていただく必要がございます。これは公的な身分証であるマイナンバーカードの性質上、厳格に管理するという意味においてですね、必ず行わなければならないわけなんですけれども、カードの手続から交付までに、一定の時間と手間がかかります。少し早くなってますけど、おおむね 1 か月ぐらいかかるというような早くてもですね、あれぐらいかかるということがありますので、そうした面を考えますと住民の皆さんにとってはちょっと負担に感じられる部分が大きいのではないかなというのが 1 点。あるのかなというふうに思います。もう一つはですねマイナンバーカードを利用した、便利なサービスもほとんどが、スマートフォンかパソコンを利用することが前提の設計になっておりますので、これらのいずれも保有をしていないとか、また利用出来ない方に対してですね、どのようにフォロー、サービスを提供していくのか、こういったところがちょっと問題かなと思います。この点については本町では既に役場にフォロー体制を整えておりますけれども、今後もこの体制を継続しながら、しっかりとそういったフォロー体制に取り組んでいく必要があろうかというふうに思っております。2 点ほど申し上げさせていただきました。以上でございます。

中本正廣議長大江議員。

○大江厚子議員

はい。今2点言われたことは、私も本当にそう思っています。手間の問題、読者の広場かなんかにも、 そういうことが書かれていましたので本当に、特に高齢の方にとっては、手続と、役場一度行かなくては いけないということがすごい負担になっているふうに言われています。そのほかにも、いろいろ問題があ ると思うんですね、まず、先ほども言いましたけど、マイナンバーカード一つでいろんなことができる、 それはある面では便利なことではありますけど、自分の情報が、一括集中するということで、本来、私た ちは、免許証と保険証は別々にしようとか、1個置いておこうとかいうふうに、リスクを分散するんです よね。それがもうそういうリスク分散は出来なくなる。その管理の大変さというのが一つあると思いま す。それから先ほど言われたように、デジタルなもんですからそういうスマートフォンとかパソコンとか そういうデジタル環境がない人にとっては、どうしても取り残されるということがありますし、まずその 前に、マイナンバーカードは、名前と住所と生年月日、性別を書かなくては、それがね本人確認になりま すけど、例えば、LGBTQRの性別の記載、表示の難しさ、在日外国人が数名で勤務しておられる場合 の本名と通名の併記とか、それからDV被害者等で、住民票のある住所に住んでない人とか、それかホー ムレスの方々とかね。そういう人たちは本来このマイナンバーカードを取得することが難しいのではな いかというふうに思っています。つまり、公共公的サービスから、ある意味締め出されることにもなって しまいかねません。また、これは行政の窓口に関連してくることですけど、こういうDX行政のDXによ って、人手不足、さっきから人手不足出ていますけど、を解消する意味でも必要というふうに言われまし たけど、窓口っていうのは絶対必要なところだと思うんですね、窓口によってこういう申請をしたい、そ のときに、この人どういう問題持っていうのかなとか、むしろこういう制度を利用されたらいいのにと か、そういう場でもあると思うんですね。そこが、人員削減とか、ある意味、なくなるとかね、そういう ことは絶対あってはいけませんけど、そういうことんなったときに、果たして本来の行政が行わなくては いけない、住民福祉の増進というのが図れるのかどうかっていう心配があります。それから先ほど言いま

したけど、国家による個人の監視が強まるのではないか。顔認証制度っていうのは、指紋の1千倍の精度 があるとかいうふうに言われていますけど、それが一旦登録されると、防犯カメラとかあらゆるところで 利用されるとかね。警察とか、公安関係にはもう無条件に情報を提出しなければならないとか、そういう ことになっていますので、そういう懸念があります。それから、何度も言いますが、このマイナンバー、 マイナンバーカードっていうのはあらゆる情報を、の入り口として使えるわけですから、マイナンバーカ ードは、情報連携の入り口として使えるわけですから、やっぱり先ほどもありましたけど、カード情報の 漏えいや目的外使用がないかっていうふうに懸念されますし、今マイナンバーカード、保険証がわりにで きるということが始まりましたけど、数年後にはこれが、保険、健康保険証を廃止して、マイナンバーカ ードに一本化するということの案も出ているようですね。そうなると、日本は、国民皆保険ですから、マ イナンバーカードを取得しない限り、取得しないと、健康保険は使えないっていう状態にも陥ります。医 療情報っていうのは本当に、知られたくない情報から何から究極のプライバシー、だと思うんですね。そ れを. マイナンバーカードに、保険証を入れるっていうのは、了解できる人はいいですけど、いや私はし たくないっていう人のそういう選択の余地がなくなるっていう、そういう危険性もあります。そして、誰 が自分の情報を、次の、マイナポータルの問題点にも入ってきますけど、誰が自分の情報を、見ているか とかね、利用しているかとか、そういうことにもつながって、やっぱりそういう不安があると思います が、そういう、デジタル社会におけるそういう、私たちの、理解を超えたところで、色んなことが行われ、 自分の情報が使われているという、そういう状況については、行政、地方自治体としても、マイナンバー カードの普及はされていると思いますし、ペアカード、もう、ひもづけされようというふうにされていま すが、そういう問題についてはどのように、お考えで、対応していこう。また住民にどういう情報を提供 していこうというふうに思われていますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

国とかそういったところの、一括集約とかそういったところへの懸念というところのお話をいただいたんだと思います。政府を始め行政機関がマイナンバーカードを利用する場合なんですけれども、扱う分野は税、社会保障、災害対策そこの三つの分野に限られているわけなんですけれども、誰が、どのように利用するのか、こういったところも法律で厳格に規定をしております。それと先ほど議員さんもおっしゃられたんですけど、マイナンバーカード基本的に入り口、それを、使って、情報を取りに行くというような仕組みになっておりますので、情報を1か所に集めて一元的に管理という方法はとっておりません。必要な場合にその都度の関係機関が必要な情報を暗号とかを使ってですね、取りに行くという仕組みになってございます。で、国や役場だからといっても当然法律で決められた目的の範囲を超えて、勝手に情報を集めたり、利用などできることにはなっておりません。もちろんこういったことも出来ません。情報漏えいでございますとかプライバシーの侵害などに対する不安をお持ちの方が相当おられるというふうに私どもも承知をしております。そういったことでマイナンバーカードの取得に前向きになれないっていう方もおられると思いますので、安心して資格をいただけるようにですね、こうした点について広報紙などでも広報させていただいているところですけれどもまだちょっと十分広報が足りてない部分もあると思いますので、こういったところには、しっかりと、皆様方にお伝えしていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、情報どっかが一括管理してそこへ、そことではなくて、情報連携なんですよね。そういう意味で、おっしゃられるとおりなんですけど、それこそがね、はり不安なところで、物すごい高度な技術を持ってハッカーとかね、いると思うんですよね。そこまで心配するのは、もう際限なく、切りがないと思うんですけど、やはりその辺の心配というのは、私もありますし、皆さんにあると思います。それから先ほどの幾つかの問題の中で、住所が定まらないとか、LGBTQRの人への対応とかいうのは、この町ではどういうふうにされる、というふうにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

ちょっと、こういった事案に対してですね、ちょっと、対応したけ案件がございませんので、いずれに してもそういった個別の御相談に応じたいと思いますので、御相談いただいて、何らかの対処のほう考え ていきたいというふうに思います。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。ではもしそのような相談があったときはそのように、はい、いたします。次の質問に入ります。 個人情報が国へ一括集約というかね、そういう意味での集約ではないんですけどでも、つながるという意味では集約になると思うんですが、どう捉えていますか、お伺いします。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

集約というふうにやっぱり捉えておりませんでやっぱり、あくまでもマイナンバーを利用してですね 連携をしていくというふうに考えておりますので、そこで一元的に管理をしてですね、そういった、一元 管理をしたりとか、目的外のことに利用したりというたことはないというふうに考えております。一括管 理をしている、するということはないというふうに認識をしております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

ごめんなさい私が、理解不足でうまく説明出来ないんですけど、一括管理とか集約ということではないにしても、マイナンバー、このマイナンバー制度というのは、本当にデジタル技術のもう本当に進歩によって、中央政府等、個人が直接つながる、ことになると思うんですね。は、そういう、そういう初めての制度だと思うんです。これまでは、地方自治体に住民、基本情報かな、やってっていうふうになってたんですけどそれが、クラウドとかいろんなものを通じて、国が、その個人個人をすぐに検索できる、どういう情報、得たいと思えば、すぐできるというふうに私はとらえているんですね、様々な個人情報をひもづけ、高度な検索で、システム上を、システム上、国が個人情報を一括、集約というかね、できるいうふうになると思います。国がやろうと思えば、住民の情報の収集と提供はもちろんのこと、平時、そして有事に、国に、が必要な人材の募集もね、直接にできるようになるんじゃないかというふうに思うんですね。

いろんなサービスが提供できるように、国はこういう人を募集してるとかね。ということもできるようになるんじゃないかと思います。そうなると、私たち、地方自治に携わる者としては、地方自治の理念、つまり、住民自治や、団体自治の理念が、その存在が薄れていくのではないかというふうに思っています。現在は、情報を特にこの時代ではね、情報管理する者がやはり権力を握るというふうに思っています。戦後、地方自治体の地方自治の理念から、権力を国と地方自治体に分散して持つということに定められましたが、今、それが巻き戻されて、中央集権化が進められているっていうふうに言う学者もいますが、町長、その辺はどのようにお考えでしょうか。地方自治の観点からです。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて国への一括集約、危険性ですとかあるいは、国と地方自治体の関係という観点から御質問 いただいたんだと思います。改めて確かにですね、議員言われるような、その連携というか情報の集約み たいなことは技術的には、確かに可能になるのかもしれません。ただ、それについてお答えをするとする と、我々の立場からすればですね、そもそもそういう形に、法律が出来てない。そのために、こういう事 業をするわけじゃないんですから、まさに言われてるような御懸念のようなことをするような目的でつ くられてないんでですね、我々としてはそんなことはない、と思いますとしか言いようがないというか、 それこそ個人を監視するためにこのシステムをつくってるわけじゃないんですよね。で、国というのはあ くまでも法律によって縛られるわけでございますので、危険性というか可能性としてはそれはなくはな いかもしれませんが、繰り返しになりますが、そのような、法律になってないとしか、言いようがないと 思っておりますし、事実、国としても、まさに税、社会保障、災害対策それぞれ三つの分野で、それこそ 様々な行政サービスを提供するためにつくられたシステム、だというふうに思っておりますので、御懸念 には及ばないとしか言いようがないのかなと思っております。また、国と自治体との関係というかです ね、確かに、これによって国がある意味直接、今申し上げたような情報について、取得できることになる んだろうと思います。ただそれで基礎自治体としての役割が制限されるあるいは変わってくるようには 今のところは思っておりません。例えばですね、そういった情報も、これまでじゃ例えば国が本当に取得 出来なかったのかというと、何ていうんでしょうか、行政、基礎自治体には基礎自治体にこういう情報を 集めてくれということで、やっぱり問合せが来るんですよね。そういうのたんびに、ある意味、何という んでしょうか、国のフォーマットに従ってですね、我々その情報というのを集めて、国に提供したりする わけでございますが、その業務というのもそれはそれで大変なコストがというかですね。かかってくるわ けですよね。我々としてはせっかくこういうシステムをつくるんなら、ぜひ、必要な情報があるのであれ ばもちろん法律にのっとってですけれども、国が直接取得いただいたほうが、行政事務の煩雑さという意 味では開放される可能性があって、それはそれでありがたいなと思ったりするわけでございますが、そう いう、何ていうんでしょうか、メリットはあるかなあと思いながら、だからといって、これもちょっと、 お答えになってるか、どうかわかりませんが、自治体は自治体として、の役割というのは、この法律があ ったからといって、変わるようなことを今、何て言うか想定されてない。私自身も、特に、意識をしてい るわけではございいません。我々もだからこのシステムが逆にあったからといって、町民の皆さんの行動 を、監視できると思っておりませんし、事実そんなつもりではもちろんありません。あくまでも法律にの っとって、取組をさせていただきたいと思っております。改めて、マイナンバー制度の普及も頑張りなが らですね、この法律で想定される、よりよいサービスの提供のために、 取組をさせていただきたいなとい

うふうに、思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私はそうやって、国が必要な情報を一旦地方自治体に、こういう情報が必要だからっていうの出させるというそういうワンクッションが本当に、必要だなっていう、確保しておくべきだなというふうに私としては思っていますが、煩雑さもね、十分事務的な煩瑣っていうのも十分にはわかっています。では次に、4番のマイナポータルの、マイナポータルの問題について、お伺いします。どのような問題があると思われますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、マイナポータルの問題点にということで御質問いただきました。この制度は2017年に開設されました政府が運営するウェブサイトでございます。マイナンバーカードを持った全国民が無料で利用することができる、オンラインサービスでございまして、政府からのお知らせを受け取ったり、行政機関等が保有している自身の個人情報を検索したり、行政手続を行ったりすることができるものでございます。 具体的には確定申告でございますとか、年金手続をオンライン上で行うことや、健康保険証としての利用申込み、あれと健康、健診情報とかですね薬剤情報の確認のほか、行政機関保有している自身の個人情報を確認したり、さらにその個人情報がどのように扱われたのかも確認をすることが可能となっております。問題点についてなんですが、二つ目の御質問と同様にですね、先ほど申し上げた便利なサービスを受けるためには、やはりスマートフォンとかパソコンが必要になってございます。こういったものをですね保有していないまたは利用出来ない、こういった方への対しての対応というのが重要ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。マイナンバーカードの問題点とね、重なってくるんですけど、これもすごい画期的なことだと思うんですよね、国が、それぞれの個人の、何ていうんですかねそのウェブサイト、持たせるというかね、すごいことだと思うんですけど、先ほど、誰が自分の情報にアクセスしたかっていうのも、検索できるというふうに言われましたけど、それがどのように使えたかなということまではわかりませんよね。誰が検索したかまでしかわからないと思うんですよね。その辺も分かるようになれば、諸外国では、自分の検索をしてほしくないとかね。内容は知ってほしくないとかいう権利もあるようなんですね。その辺を、やはりプライバシーの権利としてね、確立していくべきではないかというふうに思っています。それと朝も出ましたし、先ほども言いましたけど、不正のアクセスによる情報漏えい、というような問題やはりつきまとってくると思うんですよね。今朝も言われたとおりですし、日本年金機構からの流出っていうのもありました。本当にそこはいたちごっこだとは思うんですけど、きっちり、やっていくべきだというふうに思っています。それから、最近通信障害の発生がひどくあります。で、この前も、昨日、今日の新聞ですかね、もう出ていましたけど、やはりその際の機能麻痺っていうのは大きな問題になってくると思います。インターネット上のやりとりになると、そこが麻痺するともう、アナログでは何も対応出来ないという状

況になっていますので、その辺はどうなのかっていうことがあります。それから、総務省は、来年度の地 方交付税の算定にカードの交付率を、反映していくっていう方針を出したと思うんですね。しかしその、 その自治体、自治体によって高齢化率とか、必要性がある人とか、条件はばらばらだと思うんですねそれ を一括して、しかも競わせるようにしてね、カードの交付率を算定に入れていくっていうこの国のやり方 がね、やはり私は間違ってると思いますが、その辺、幾つか言いましたが、いかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、マイナンバーカードに関してですね、いろいろ御指摘をいただきました。先ほどの何ていうんでしょう。どのような情報機関が、何を目的で利用したのかとかですね、そういったところの課題は当然あると思いますので、そういったところを今後国のほうでも御対応いただきたい部分だなかなというふうに思っております。それと地方交付税の関係ですけれども、ちょっとまだ算定の中身とかが見えてないので、何も言えないところありますけれども、地方交付税自体は財政需要を客観的に指標で基づいて計算しますので、競わせるというか、先ほど御指摘があったですね、ごほうびを与えたり、ペナルティーを与えたりというようなものではなくて、例えば交付率が上がっているところはそれだけの費用を使っているので、そこら辺は見ましょうという制度ではないかなというふうには思っておりますので、まだ中身をちょっと見てないので何とも言えないですけれども、そういった指標になるのではないかなというふうには考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

私はこれもトップランナー方式で、算定に入れていくのかなというふうに思っていました。私は、マイ ナンバーカードの質問について、本当に、難しくて理解を超えました。私はね、科学技術の進歩とかその 利活用について、意義、異論を唱えることは全くありません。ある意味そういう発展は、私たち人間から、 苦役、人間がやらなくてはいけない苦役から解放されることであり、人間にとっては大きな意味がありま す。しかしその進歩が、誰がどのように享受するのか、そこをねやっぱり問うべきだと思います。今の技 術革新は単純なこれまでの機械がよくなったとかそういう技術革新ではなくって、個々の、個人の情報が ね、扱われる、そういうことだと思います。マイナンバーカードによる個々人のあらゆる国情報が、一括 管理され、その情報が、恣意的アルゴリズムに、アルゴリズムによって利用される、という可能性もあり ます。どういう情報を入れてアルゴリズムをつくるのかによって、全くその、それを享受する側の対象が 違ってくると思うんですね。そういう問題もあります。地方自治体は、この制度が真に住民の利益にかな うものか、あるいは不利益を被ることはないのか、そもそもこの制度によって、この社会で生きていけな い人は出ないのか。住民とともに十分に検証していくべきと考えています。このマイナンバー制度、さら には、あらゆる分野でのDXは、もはや、今言いましたように、専門知識のない私たちにとっては、実態 や問題を正確に理解するのはもう不可能に近くなっているというふうに思っています。だからこそ、自治 体は住民にとって何が最善なのか、住民のプライバシーの権利をどう守っていくのか。あるいは、どのよ うな町のシステム、DXシステムをつくっていくのか、住民とともに考えていくことが必要だというふう に思っています。町長いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、御指摘のようには新たな技術の導入によって、我々としては行政サービスの効率化、あるいは行 政サービの向上を目指して、取り組んでいるところでございますが、一方で、まさに新しい技術でもござ いますので、その適用に当たっては当然、予期せぬ問題点も出てくるかもしれません。そういった意味 で、常に、見直しをしながら、あるいは、これで本当にいいのかどうかということは検証しながらやっぱ り進めていくべきだという議員の御指摘、そのものはごもっともなことだと思っております。当然それは 我々に限らず、国は国でそういった取組をしていただいいただかなければならないと思っておりますし、 実際に、これから導入していくに当たって、そうは言っても、本当に想定していないかったような問題も 出てくるのかなと思います。また、特に我々の場合で言いますと、それこそ、この制度を導入することに よって同制度に中々、利用が出来ないといいますか、あふれてしまうというかですね、そういう方が出て こないかということをやっぱり考えていく、あるいはしっかり注意をしながら、取組をしなければならな いと思っております。やっぱりバランスなんだろうと思いますけれども、我々としては特に、これも随 分、お話をさせてもらいました、過疎化が進む中でですね、今のサービスをどう維持していくのか、財政 も厳しくなる、人的な部分も厳しくなっていく中で、どう維持していこうかというのを考えるとですね、 やっぱり新しい取組には、チャレンジをしていかなきゃいけない、そういう町ではないかなと思っており ます。気をつけながら、両方のバランスをとりながら、進めていきたいなというふうに思っているところ でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。常にリスクっていうのは想定内に入れながらね、やはり、行政としてやるべきところっていうのをやっていくべきと考えます。では次の安芸太田町の教育大綱についてお伺いします。質問の内容は、町長の目指す教育大綱の理念柱は何か。諮問会議、安芸太田町らしい教育の在り方懇話会について、そして、教育大綱に子ども、保護者、住民の意見はどのように反映されるのかをお聞きします。町長は、2019年、平成31年3月14日に制定され、策定された教育大綱をこのたび改訂すると公表されました。私は、町の、これに限らずどのような政策についても、まずは町長の理念を質問しています。特に教育に関しては、幹となる理念が重要と考えています。町長の目指す教育大綱に掲げる理念、は何でしょうか。お伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。教育大綱の改定理念についてですね、御質問いただきました。まずその理念柱の話をする前にですね、私自身は、今回のこの協議を通じまして、改めて、町民の皆さんに、ぜひ本町のあるべき教育ですとか、あるいは本町らしい教育、さらには本町としてどういう子どもを育てていきたいのかと。いうことをまず、考えていただきたいと考えていたきっかけに、していきたいなというふうにまず思っているところでございます。その上で、具体的な、この教育大綱の中身といいますか、改定の理念、柱、というのはですね、これも、ちょっと逃げるわけではないんですが、その議論の中で、私だけが何かある意味勝手に決めるのではなくてですね、ぜひ皆さんと議論する中でそれが具体化していければいいんじゃないかな

あと思っておりますし、それを期待をさせていただいております。例えば全く何も、私が考えずに、この 議論に取り組むのかというとそうではなくてですね、私なりに、柱を掲げるというよりは、まず課題設 定、というものを私なりに挙げさせていただいてるつもりでございまして、それが実は、私なりに思う課 題設定があって、そこから、実は懇話会の委員の選定にも、私なりの課題設定を反映させていただいた上 で、委員の選定をさせていただいたというところがございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、次の質問にも関わってきましたが、私は、私はって失礼ですが、教育というのはやはりその独自の町、町の独自の教育方針は掲げるにしても、まずは、それぞれの子どもの個人の、尊厳を尊重し、真理と平和を希求する人間の育成、多様性、個性を重んじる教育、というのをねやはり普遍的な、理念として掲げ、教育基本法にも掲げてありますが、というふうに思っています。そして単なる概念としてそれをとらえるのではなくて、具体的な形としてね、やはり実践していく、その上で、本町の目指す安芸太田町らしい教育の在り方っていうのを設定していく。というふうな方向を、私は思い描いてていました。

では次に、今、もうお答えいただいたようなことになるんですが、諮問委員会の安芸太田町らしい教育の在り方懇話会についての中で、先日、7月29日に開催されましたが、委員の選定、4名の委員が選定されましたがその、理由、理由というか、基準と言ったらあれなんですが、理由は何でしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。すいません。多少その理念とか柱というとらえ方が少し違ってたかもしれません。私の思いで言 うところの理念の柱という特に、今回の教育大綱において、取り上げるべきところ、あるいは、お話をし ました本町らしい教育は何かとか、今先生おっしゃっていただいたような、もうまさに教育が掲げるも の、それは私も、それこそ今の、学習指導要領そのものを否定するつもりはありません。そこに書いてあ るものがやっぱりベースになるんだと思うんですが、その上で、本町が特に重要視するとかあるいは特徴 づけるものは何かという意味での理念、柱という意味です。すいません、お答えをさせていただいたつも りでございました。その上でですね、委員の選定における基準、あるいは選定理由についてお聞きいただ きました。まさにこれから大綱を議論するに当たって、その中身を議論するときには、私のほうからこれ を目指しましょうということを最初から上げるのではなくって、まず私なりに議論したいテーマなり課 題設定というのがあって、それを、できれば、テーマにしてこれから懇話会の中で話がしたいというたて つけにしたつもりでございますが、そのテーマを議論するに当たってはですね、いきなり町民の皆さんと 白地で議論するよりは、私としてはですねぜひ、私が感じている課題設定について、国内での取組ですと か国内での議論とはどうなのかというのを、しっかりその最先端の取組みたいなことも含めてですね、そ れをまず皆さんと一緒に勉強しながら、町民の皆さんと議論をする、その土壌づくりも含めてですね、有 識者による諮問機関をまずは設置したほうがいいだろうという思いで、今回懇話会をつくらせていただ きました。で、その有識者の選定なんですけれども、基準というような理由ですね。まず一つ私としては、 これ前からお話をしております。ぜひ、私としては自然を生かした教育の中で、就学前の児童については 森の幼稚園を取上げたいと思っておりました。これ前から、お話をさせていただいております。私自身の 実体験も含めてですね、本町らしい教育の一つというのはやっぱり、この森の幼稚園というのがありうる

のではないかな、ぜひチャレンジしたいなということでこれは一応役場の中でも、調査検討を始めてると こではございますが、改めて、森の幼稚園の国内における先駆者から直接話を聞く機会をつくらせていた だきたいということで、全国組織の代表されております、内田先生に入っていただいたと。いうことでご ざいます。小中学校教育にですね今、就学前のお話をさせていただきました。小中学校教育というのはそ れこそ本町の教育委員会が、抱えている最も大きな分野だと思います。その点についても私としては、本 町らしい教育、もちろんこれまでも取り組んでいたとは思いますけれども、さらに打ち出すことが出来な いか。また、本町らしいというのが、私のイメージの一つでいうと、自然を生かしたというところになる んですけれども、それを小中学校教育でどう取り組むか。あるいは、自然を生かした取組というのは、さ らに、突き詰めていくと、体験学習ということ、その一つなのかなという思いがあるんですけれども、そ ういう取組、ですね、さらにもうちょっと言うと、学習指導要領で主体的対話的で深い学びというのが、 今の学習指導要領の中でも大きなテーマとして掲げられてますけれども、特にこの主体的な学びという のが、森の幼稚園でも、重要視というか、されてるテーマでして、この主体的学びというのを小中学校で より深めていくためにはどうすればいいかなというのを考えたときに、特にこの主体的な学びに、これま でもかなり強くこだわりを持って取り組んでおられて、かつ、従来の小中学校教育とは異なるアプローチ をされてきた先生として、実は今回、オルタナティブ教育の草分け的な存在でもあります、堀先生に実は 委員に入っていただいたということがございました。そしてもう一つ、実は小中学校教育については、本 町は本町なりにこれまで、まさに本町ならではという取組をされておられまして、それがですね、協調学 習ですね、これ本当全国的にもかなり有名だと思っております。実はこの協調学習をやりたいということ でですね、あえてこの安芸太田町の教壇に立ちたいという先生方もおられるような取組なんですけれど も、残念なことにそれがなかなか町内では知られていないということもございました。ぜひ、私としては 町民の皆さんにしっかり、知っていただきたいと思いますし、この取組は、さらに、発展的に進めるべき ではないかなということもあったもんですから、この協調学習の点で、長年本町も御指導いただいており ます。白水先生にも委員に入っていただいたということございました。すいません長くなっております が、最後に、本町の教育を考える上でですね、やっぱり大きな要素というのがもう一つあるのは、加計高 校の存続だと思っておりまして、これももう既にいろいろと御努力をいただいた結果、魅力化プロジェク トというのを長年にわたって取組をされて、今ではですね、全国レベルで、子どもたちが加計高校に行き たいと、言ってもらえるようなそういう、高校になってきてると思っております。これをさらに発展的に 進めていくためにはどうすればいいかということで、この分野で、実はこの分野ではですね、特に岩手県 の大槌高校で実際に御本人も、この魅力化プロジェクトに携わっておられる方、管野先生に御参加をいた だいて、進化をしていきたいという思いで、御参加いただいたということでございます。そういったこと で、私なりに、課題設定をさせていただいたそれぞれの分野の先駆者、第1人者にお越しをいただいて、 まず様々な取組についてアドバイスをいただきながら、そういった形で細かい中で、たたき台をつくっ て、また、引き続き、町民の皆さんとの議論を進めていきたいという思いで、委員の皆さんに入っていた だいたということでございます。すいません長くなりましたが、以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、了解いたしました。ただ、私はこの懇話会に参加して、ちょっと疑問を持ったんですね。で、私 の周りの教育に関心のある人の意見を聞きました。そうすると、なぜ、町内の教育関係者や保護者が関心 のある住民の考えを聞き、まとめないのかとか、まず町長がやらなくてはならないのは、これまでの町内の幼稚園、保育所、学校の統廃合の検証総括、統廃合の今後の方針を示すことではないかという意見がありました。ひいてはそれが今後の教育に反映されてくるんではないかというふうに言われました。ごめんなさい、次の質問があるので、質問は、次回にまたさせていただきます。これまで小規模校のよさを生かして、この町の環境を生かして、地域の人々に見守られながら成長していく、そういう教育をしてきた、こられたと思います。それをこれまで、保護者と教育現場の教職員と地域と行政が協力しながらやってきました。それらを丁重に拾い上げ、まとめ、そこから引き継いでいくもの、あるいは変えていくもの、さらに発展させていくものとまとめていけば、おのずと、安芸太田町らしい教育の在り方は見えてくると思います。4人の先生方それぞれすばらしい、方々ですので、それはそれとしてその意見は、参考にさせていただきながらも、でもベースは、今私が言ったようなところに置いていただきたい。おいていくべきだというふうに思っています。また質問させていただきます。

時間がないんですが、次に黒い雨被爆者健康手帳申請と認定について、伺います。黒い雨の胎内被爆者の人の申請が今中断、審査が中断されています。なぜこのような事態に陥ったのか。この事態の打開について、町が、町は国に対してどのような要請を行っているのか、また行おうとしているのか、お伺いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○橋本博明町長

伊賀真一健康福祉課長。

はい。それでは、黒い雨の被爆者健康手帳の申請の状況について、まずこの現状についてどうなってる かということを私のほうから説明のほうさせていただきます。広島県、広島市のほうにおいて、今現在、 3000 名を、約 3000 名の方から、被爆者健康手帳の申請が、出ておりますけども、その中で、約 50 名の 方が、被爆者の、原爆の投下当時に、黒い雨を浴びた母親の胎内に、いたとして黒い雨による胎内被曝を 申請されて、その方々の申請が中断されているという状況でございます。通常は、母親が、被爆者と認め られれば、被爆時に、胎児だった方については、胎内被曝者として認定され、手帳が取得出来ます。しか しながら、被爆者支援法などに基づきまして、黒い雨の胎内被曝者としたとして認められるには、母親 が、本年4月1日から適用開始となりました。国の指針基準に合致することを証明する必要がございま す。既に、申請者の母親の大半は、お亡くなりになっているという状況であると推察いたしますけれど も、現状では、母親が亡くなられていた場合の審査方法というものが確立されておりません。そのため、 県や、市においては、既に、申請者の母親が亡くなられている場合の審査はとてもやはり難しいというこ ともありまして、一旦、手数を中断し、国に対応を紹介し、その回答を待っていらっしゃるというような 状況でございます。実際に、本町におきましても、胎内被曝の申請ということで、3 名の方から申請を受 けて、それも県のほうに進達をしておりますが、先ほど申しましたように、まだ、審査のほうが中断して いる状況でございます。県のほうにも、こちらのほうから、照会等かけますけれども、やはり、全国的な 統一した基準というものが示されていない中では、県としても、その審査を進めることが出来ない。とに かく今は、国への照会をしてる最中であり、その回答を待っている状況だということで御理解いただきた いという回答でございます。私のほうからは以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。現状は課長のほうから説明をしたとおりでございます。そういった意味ではですね、国への要請活動ということでございます。今のところは、県のほうからまずは問合せをしていただいているという状況でございます。我々としてもそれを見守っている状況ではございますが、今後、国の対応が遅いようであれば、前回、裁判のときにもですね、関係する他市町と連携しながら要請活動を行ったところもございますが、そういった取組をしていくことも考えなければいけないなと思ってるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。胎内被曝者の申請が町内で3名というふうに言われましたが、私もこの中の、何人か知ってるんですね。で、周りはどんどん認定されていくのに、自分がどうなのかってとても不安に思っておられます。で、7月31日に、毎日新聞が、1面と25面の1枚の半分を使って、スクープという形で、胎内被曝の審査の状況を発表しました。続いて、中国新聞と、日経新聞かな。が発表しました。ただ、少ない状況なのでなかなか大きな世論にならないんですね。で、当町は黒い雨被爆者の申請が、広島市湯来町に次いで多いところだと思うんですね。その意味も込めて、やはり町長自ら考えるんでなくても実践行動して、国へ要請し、県、国へ要請していただきたいと思います。8月31日付けの毎日新聞で広島県は、担当者を3名増員したというふうにあります。これは全額国の負担です。このように、国は、ある面では、進めていこうという意思はあるわけですね。ですから胎内被曝にかかわらず、事務的な、ほかの申請者の事務的なことに対しても、国へ要望して、人を配置してくれとか、予算を予算措置をしてくれとか、そういうことを要望していくべきだというふうに思っているんですが、町長、再度もっと積極的に、胎内被曝の方の審査基準をはっきりさせ、中断を解除してほしいっていうのを、どのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、御指摘も踏まえさせていただきながらですね、改めて、状況を見ながらですね、対応させていただきたいと思います。また、県へのいろんな取組についても、要望すればということではないかと思います。そういったこともですね、また勉強させていただきながら、必要に応じて、しっかりと対応させていただく、御要望させていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。先ほど言いましたけど日経新聞の記事の中では、厚労省の担当者が、実際滞っていると。しかし 基準を早く出すように努力をしたいというふうに言ってるんですね。全く却下するという意思ではない と思うんです。ですからどこを、どこの基準を決めるかというのを探っている状況だと思いますので、や はり地方自治体としても、しっかり背をおして、こういう状況ですっていうのを要望していただきたい、 いくべきだというふうに思っています。以上で私の質問を終わります。

○中本正廣議長

○中本正廣議長

以上で大江議員の質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。御異議ありませんか。 (異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 3時39分 延会